

maneo取引約款

第1条（適用範囲）

- 1 本約款は、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）が行う金銭の貸付けにかかる事業に対する匿名組合出資に関して、営業者からその取得の申込の勧誘及び受付の取扱い（以下「募集の取扱い」といいます。）の委託を受けたmaneoマーケット株式会社（以下「当社」といいます。）とお客様の間における同出資申込みに関する取り決めを記載するものです。お客様は本約款に従って営業者が募集する匿名組合出資に関して、営業者との間で匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 お客様は、本匿名組合契約の申込みに関し、本約款のほか、当社及び営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 お客様の申込みに基づき営業者とお客様の間で成立する匿名組合契約は、別紙1「maneo株式会社匿名組合契約約款」の規定に従うものとします。
- 4 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条（定義）

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行おうとする個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「匿名組合契約申込条件」とは、お客様が本匿名組合契約の申込みを行う条件をいいます。
 - (3) 「本貸付契約」とは、本営業に関して営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (4) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (5) 「取引口座」とは、本約款に定める取引のために、お客様がmaneoエスクロー株式会社（以下「maneoエスクロー社」といいます。）に開設した口座をいいます。
 - (6) 「maneo score」とは、本借入人が営業者に対して提供した情報に基づき、営業者が当該情報の内容を考慮して本借入人について設定する数値をいいます。
 - (7) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (8) 「本匿名組合員出資金」とは、お客様が本営業のために出資した出資金をいいます。

- (9) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、お客様以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
- (10) 「本ホームページ」とは、当社及び営業者が共同で、インターネット上において、本匿名組合出資持分の取得の申込の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
- (11) 「my maneo登録会員」とは、本ホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、my maneoページその他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワード（以下「my maneoユーザーアカウント等」といいます。）を付与された者をいいます。
- (12) 「my maneoページ」とは、my maneo登録会員のために開設される、本ホームページ内における当該my maneo登録会員専用のページをいいます。
- (13) 「my maneoログイン」とは、本ホームページ上において、my maneoユーザーアカウント等を入力し、my maneoページその他当該my maneo登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。
- (14) 「保証会社」とは、オリックス・クレジット株式会社をいいます。
- (15) 「保証人」とは、営業者に対し、本貸付契約に基づき本借入人が営業者に対して負担する一切の債務を連帯して保証する旨約した者（但し、保証会社は除きます。）をいいます。
- (16) 「G-loan」とは、保証会社による保証が付された、営業者と本借入人間の金銭消費貸借契約をいいます。
- (17) 「コーポラティブ住宅ローン」とは、営業者とコーポラティブ住宅の建築を目的として組成された民法上の組合との間の金銭消費貸借契約をいいます。
- (18) 「フランチャイジー向けローン」とは、営業者が提携するフランチャイザーの展開するフランチャイズ店舗の開業・運営資金の調達を資金用途として、営業者と本借入人との間で締結される金銭消費貸借契約をいいます。
- (19) 「介護予防事業向けローン」とは、営業者が、訪問医療マッサージ事業に係るフランチャイズ業務を展開する本借入人に対して、訪問医療マッサージ利用者の医療保険利用による療養費の支払いを受けるまでの間のつなぎ運転資金の調達を資金用途として、営業者と本借入人間で締結される金銭消費貸借契約をいいます。
- (20) 「事業者向けローン」とは営業者が、運転資金の調達を資金用途として、営業者と本借入人間で締結される金銭消費貸借契約をいいます。

- (21) 「不動産担保付きローン」とは、不動産担保貸付債権を有する本借入人に対して、本貸付債権を担保として、営業者と本借入人との間で締結される金銭消費貸借契約をいいます。
 - (22) 「診療報酬代行請求事業者向けローン」とは、営業者が、保険者に対して保険請求事務を代行する本借入人に対して、保険者からの療養費の支払いを受けるまでの間のつなぎ運転資金の調達を資金使途として、営業者と本借入人との間で締結される金銭消費貸借契約をいいます。
 - (23) 「スペシャルローン」とは、コーポラティブ住宅ローン、フランチャイジー向けローン及び介護予防事業向けローン、事業者向けローン、不動産担保付きローン、診療報酬代行請求事業者向けローンを総称していいます。
- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条 (口座の開設)

- 1 お客様は、本約款に定める取引のため、maneoエスクロー社に取引口座を開設するものとします。取引口座の開設にあたり、お客様は、my maneoログインした上で、所定のページ上で職業、勤務先、勤務先電話番号、取引口座からの出金に使用する銀行口座番号その他当社の定める事項を入力し、かつ、当社が要求するその他の書類を当社に差し入れるものとします。当社は所定の審査を行い、お客様の取引口座開設の申込を承諾する場合には、当社及びmaneoエスクロー社は、お客様に対して、取引口座を開設するものとします。当社及びmaneoエスクロー社は、お客様に対し、口座を開設する義務又は口座の開設を承諾しなかった場合にその理由を説明する義務を負うものでもありません。なお、お客様は、取引口座の開設に当たり、営業者との間で締結することとなる匿名組合契約の内容に関する重要事項説明書（金融商品取引法第37条の3第1項の書面）及び匿名組合契約成立通知書（金融商品取引法第37条の4第1項の書面）につき、本ホームページ上よりダウンロードする形式において電磁的に提供を受けることについて承諾するものとします。
- 2 お客様が前項により当社に届け出た事項を変更したときは、直ちに当社が定める方法によりその旨の届出を行うものとします。
- 3 maneoエスクロー社は、本匿名組合契約に基づく出資金、返還出資金、配当利益、手数料その他営業者及び当社がお客様との間で授受する金銭を取引口座により管理するものとします。
- 4 お客様は、未決済の取引がなく、かつ、営業者に対する債務がない場合には、何時でも取引口座を解約することができるものとします。また、maneoエスクロー社は、お客様に対し、書面による解約通知を行うことにより、何時でも取引口座を

解約できるものとします。本約款の他の規定にかかわらず、当該解約により、未だ成立していない本匿名組合契約の申込みは直ちに失効するものとします。但し、当該解約は、既に成立した本匿名組合契約の効力に影響を及ぼさず、また、既に発生した本約款に定める当事者の義務を免責させないものとします。

第4条（リスクの開示）

お客様は、取引口座の開設にあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条（出資金の預託）

- 1 お客様は、次条による本営業に関する本匿名組合契約の申込みを行う前に、本営業に対してお客様が出資しようとする金額及びこれに対応する営業報酬その他本匿名組合契約が成立した場合に営業者に対して支払いが必要となる金額の全額を取引口座に送金して預託するものとします。お客様は、当社による同金額の入金確認後にのみ、出資申込みをすることができるものとします。同金額の預託に必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします。
- 2 お客様が取引口座に預託可能な金額の単位、上限及び下限は、別紙2 預託金規定の通りとします。
- 3 お客様が第1項に基づき取引口座に預託した金員は無利息とします。
- 4 お客様は、maneoエスクロー社がお客様から第1項に基づき預託を受けた金員を、他のお客様の預託した金員と一括して、maneoエスクロー社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座で保管することに同意します。

第6条（本匿名組合契約の申込み及び成立）

- 1 営業者は、本借入人から貸付契約の申込みがなされた場合には、あらかじめ営業者が定める内規に従い審査を行い、営業者が適当と判断する申込みについて、maneo scoreを付与したうえ（但し、スペシャルローンの場合を除きます。）、当社に本匿名組合持分の募集の取扱いを委託するものとし、当社はこれに基づき本匿名組合持分の募集の手続に付するものとします。
- 2 本借入人は募集手続にあたり、my maneoログインした上、所定のページ上で借入希望金額、借入希望期間、希望借入金利、返済方法等、営業者所定の本借入人の借入申込内容及び本借入人のPR内容を選択ないし入力して営業者に対して申し込み、これらのうち営業者の定める一定の事項、及び借入人が希望する追加表示事項を当社は本ホームページ上の募集手続のために設定したページ上に表示するものとします。また、当社は、本借入人のmaneo scoreを同ページ上に表示します。なお、本項の規定は、スペシャルローンの場合には適用されません。

の他匿名組合員の間には、組合関係その他一切の直接の契約関係は成立しないものとします。

- 10 本貸付契約及び本匿名組合契約が成立した場合、maneoエスクロー社は営業者に対し、お客様が取引口座に預託した金員のうち、本貸付契約のためにお客様が出資する金額及びこれに対する営業者報酬に相当する金額を直ちに送金するものとします。
- 11 前項にかかわらず、理由の有無を問わず、本借入人が貸付金の受領前に、本貸付契約の申込みを取り消した場合その他営業者が本貸付契約に基づく貸付けを行うことが適当ではないと判断する場合には、営業者は、本匿名組合契約を解除することができ、この場合、営業者は、本匿名組合契約に関する出資金その他本匿名組合員より受領した金員全額を、取引口座に入金する方法により、お客様に返金するものとします。
- 12 前各項に定めるほか、募集手続は、別紙3の募集手続規則に従うものとします。

第7条（出金）

営業者は、本匿名組合契約による取引の損益等を考慮して、取引口座からの出金可能額をお客様のmy maneoページ上に表示させることにより、お客様に通知するものとします。お客様は、出金可能額のうち、出金希望額をお客様のmy maneoページの所定欄に入力し、営業者に通知するものとします。営業者は、お客様の出金依頼を受付後、三営業日以内にお客様が指定した口座に出金額を送金するようにmaneoエスクロー社に依頼するものとします。ただし、当該送金に係る手数料は、お客様の負担とします。出金可能額から出金額を控除した残額が当該送金手数料に満たない場合は、maneoエスクロー社は、その満たない額について出金額から控除して送金することができるものとし、なお不足が生じる場合にはあらかじめ送金に係る手数料に必要な入金がない限り出金はできないものとします。

第8条（表明及び保証）

お客様は、当社及びmaneoエスクロー社に対し、取引口座の開設及び本匿名組合契約の申込みの時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。

- (1) お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。お客様が法人である場合には、お客様は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、お客

様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、お客様は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。

- (2) 本匿名組合契約は、その締結により、お客様の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (3) お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、お客様の定款その他の内部規程、お客様自身が当事者となっている契約又はお客様若しくはお客様の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (4) お客様の経済状況又はお客様による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停又は行政手続も係属していないこと。
- (5) お客様は支払不能ではなく、かつお客様について破産手続開始、民事再生手続開始その他お客様に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) お客様が本約款の規定に従い、当社に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) お客様が行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) お客様がmaneoエスクロー社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと
- (9) お客様は、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。

第9条（不保証）

お客様は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、当社、maneoエスクロー社、営業者又は保証会社は、本営業の結果について何

ら保証するものではありません。

第10条（通知）

- 1 本約款に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとし、なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 お客様が当社に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第11条（譲渡制限）

お客様は、当社の事前の書面による承諾無く、その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第12条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、当社は遅滞なく本ホームページ上に掲載するものとし、同掲載後にお客様が本匿名組合契約の申込みを行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第13条（免責事項）

当社は、次の各号から生じる事由からお客様に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) お客様の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 原因の如何にかかわらず、お客様、本借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 本借入人の本貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第14条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第15条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意

管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙 1 - 1
maneo株式会社匿名組合契約約款

第1条（適用範囲）

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めを記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条（定義）

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙あに記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。
 - (10) 「maneo手数料（レンダー）」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。
 - (11) 「maneo金利」とは、別紙Bに記載する料率をいいます。
- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない

場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（匿名組合契約）

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号）第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条（リスクの開示）

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条（本営業の遂行）

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）か

- ら毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとする。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとする。
- (1) 利益
- 本貸付契約に基づく本借入人からの支払利息その他の収益（本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）
- (2) 損失
- (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第9条に定義される。）に関する手数料を含みます。）
- (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用
- (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
- (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
- (v) 営業者報酬（第7条に定義される）
- 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得の計算する上で調整が必要な場合（本件営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については{実効税率／(1－実効税率)}を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとする。
- (i) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額
- (ii) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税法等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）
- 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとする。
- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するものとする。但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとする。なお、以下「レンダーレート」とは、「本貸付契約に係る年利率（百分率表示）－maneo金利」により算出される率をいうものとする。また、

下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

(i) 遅延損害金が発生しない場合

レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額×本匿名組合員出資割合

(ii) 遅延損害金及び約定利息が発生する場合

（レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額+レンダーレート÷（maneo金利+レンダーレート）×遅延損害金）×本匿名組合員出資割合

(iii) 遅延損害金のみが発生する場合

レンダーレート÷（maneo金利+レンダーレート）×遅延損害金×本匿名組合員出資割合

- 7 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。
- 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。）につき、自らこれを負担するものとします。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。
- 9 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第7条（営業者報酬）

- 1 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約締結日に、本匿名組合員出資金にmaneo手数料（レンダー）を乗じた額に消費税及び地方消費税を付加した金額を支払うものとします（以下「契約時報酬」といいます。）。
- 2 営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記金額を取得するものとします（以下「期間報酬」といい、契約時報酬と併せて「営業者報酬」といいます。）。但し、同時点において期間報酬に充てるべき現金がない場合には、期間報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

記

遅延損害金が発生しない場合

期間報酬の金額=a-c

a= 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

b= レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×（本貸付契約に規定す

る条件により計算した約定利息の金額)

c= 各匿名組合員について (b×本匿名組合出資金÷匿名組合出資金) として算出した金額の合計

遅延損害金及び約定利息が発生する場合

期間報酬の金額=a-c

a= 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額

b= レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額+レンダーレート÷（maneo金利+レンダーレート）×遅延損害金

c= 各匿名組合員について (b×本匿名組合出資金÷匿名組合出資金) として算出した金額の合計

遅延損害金のみが発生する場合

期間報酬の金額=a-c

a=遅延損害金の金額

b=レンダーレート÷（maneo金利+レンダーレート）×遅延損害金

c= 各匿名組合員について (b×本匿名組合出資金÷匿名組合出資金) として算出した金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 1 営業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資金の返還として分配するものとします。
- 2 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、本借入人が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費

用並びに営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権回収分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。

- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第10条（債権譲渡）

- 1 本匿名組合員は、本貸付契約において、本借入人が、約定返済日の翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要なものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する可能性があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権譲渡分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する本件利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本契約第15条及び第16条に基づき契約が終了する場合を除き本件契約は存続するものとします。
- 2 本条第1項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第12条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するもの

とします。

- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとします。

第13条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとします。

第14条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。

- (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
- (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。

- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組合員が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第15条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人からの受取貸付元本及び支払利息の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (1) 本借入人について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続開始の決定がなされ、当該手続において、当該貸付債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続）を受け、その分配を完了した時点
 - (2) 本借入人について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。）が開始され、当該手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本借入人より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (3) 第10条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点
- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
- 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨

明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第16条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除く。）の開始決定がなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
 - (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
 - (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を10日以上遅滞した場合
 - (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行われた後30日間かかる懈怠又は違反が継続した場合
- 2 法令上可能な限り、本匿名組合契約について、商法第540条第2項の規定は明示的に排除されるものとし、本匿名組合員は、本匿名組合契約を解除できないものとします。

第17条（本匿名組合契約の終了時の処理）

前条に基づき本匿名組合契約が終了した場合、営業者は、相当と認める方法により本営業を清算し、本匿名組合員に対して、本匿名組合員出資金のうち返還未了額を返還するものとします。但し、営業者は清算に必要な限度で本貸付契約を継続することができるものとします。

第18条（責任財産限定特約、強制執行不申立）

- 1 営業者による本匿名組合契約に基づく債務の支払は、営業者が本匿名組合契約に基づき取得又は受け入れた財産、その他本営業に関して取得し又は受け入れた財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する他の資産には一切及ばないものとし、本匿名組合員はこれを異議なく承諾するものとします。

- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者のいかなる財産についても差押、仮差押その他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立を行わないものとします。
- 3 本匿名組合員は、第15条第1項による契約終了の時点又は第17条に基づく清算の終了時点において、本匿名組合契約に基づく未払債務が残存する場合には、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。

第19条（不保証）

本匿名組合員は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本営業の結果について何ら保証しないものとします。

第20条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとします。なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 本匿名組合員が営業者に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他本匿名組合員の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第22条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第23条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第24条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第25条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 原因の如何にかかわらず、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第26条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第27条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙：A

maneo手数料（レンダー）

maneo手数料=1.575%（税込）

別紙B
maneo金利

maneo金利 = 1.50%

別紙 1 - 2
maneo株式会社匿名組合契約約款
(G-loan用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めに記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙あに記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。
 - (10) 「保証基本契約」とは、営業者とオリックス・クレジット株式会社（以下

「保証会社」といいます。)との間で締結される、個別保証契約の締結に関する基本的事項を定める契約をいいます。

- (11) 「個別保証契約」とは、保証基本契約に基づき、営業者と保証会社との間で締結される、保証会社が、本貸付契約に基づき本借入人が営業者に対して負担する一切の債務について営業者に対して連帯して保証する旨を約する契約をいいます。
 - (12) 「保証料率」とは、個別保証契約に関して営業者が保証会社に対して支払う保証料の金額を算出するために、保証基本契約に基づき、本貸付契約に係る本借入人の申込内容に応じて決定される率をいいます。
 - (13) 「maneo手数料（レンダー）」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。
 - (14) 「maneo金利」とは、別紙Bに記載する料率をいいます。
- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（匿名組合契約）

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号）第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条（リスクの開示）

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条（本営業の遂行）

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。

- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）から毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとします。

(1) 利益

- (i) 本貸付契約に基づく本借入人からの支払利息及び遅延損害金（個別保証契約に係る保証履行に基づき保証会社から支払を受ける口座振替手数料相当分及び書面による督促費用相当分を除きます。また、本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）

(2) 損失

- (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第9条に定義される。）に関する手数料（保証履行に基づき保証会社から支払を受けた金額を除きます。）を含みます。）
- (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用（口座振替手数料、書面による督促費用及び保証履行に基づき保証会社から支払を受けた金額を除きます。）
- (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
- (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
- (v) 営業者が保証会社に対して支払う保証料（保証料は下記イ乃至ハの計算に基づき算出される。なお、いずれの計算においても1円未満の端数は切り捨てるものとします。）、その他の費用
 - イ 本貸付契約の契約日から、本貸付契約に係る初回返済月の前月末

日までの保証料

本貸付契約に係る初回返済月の前月末日時点の元本残高×保証料率×（本貸付契約の契約日から、本貸付契約に係る初回返済月の前月末日までの経過実日数／365日）

- ロ 本貸付契約に係る第2回目返済月以降、最終返済月の前返済月末日までの保証料

本貸付契約に係る毎月末日時点の元本残高×保証料率×1／12

- ハ 本貸付契約に係る最終返済月の保証料

本貸付契約に係る最終返済月の前返済月末日における約定返済に基づく予定元本残高×保証料率×（本貸付契約に係る最終返済月の初日から最終約定返済日までの経過実日数／365日）

- 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得の計算する上で調整が必要な場合（本件営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については{実効税率／（1－実効税率）}を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとします。

(i) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額

(ii) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）

- 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。

- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するものとします。但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとします。なお、以下「レンダーレート」とは、「本貸付契約に係る年利（百分率表示）－保証料率－maneo金利」により算出される率をいうものとします。また、下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

- (i) 遅延損害金が発生しない場合

レンダーレート÷本貸付契約の年利（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額×本匿名組合員出資割合

- (ii) 遅延損害金及び約定利息が発生する場合

$$\left(\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利率 (百分率表示)} \times \text{本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額} + \text{レンダーレート} \div (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金} \right) \times \text{本匿名組合員出資割合}$$
 - (iii) 遅延損害金のみが発生する場合

$$\text{レンダーレート} \div (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times (\text{遅延損害金} - \text{保証料}) \times \text{本匿名組合員出資割合}$$
- 7 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。
 - 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。）につき、自らこれを負担するものとします。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。
 - 9 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第7条（営業者報酬）

- 1 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約締結日に、本匿名組合員出資金にmaneo手数料（レンダー）を乗じた金額に消費税及び地方消費税を付加した金額を支払うものとします（以下「契約時報酬」といいます。）。
- 2 営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとします（以下「期間報酬」といい、契約時報酬と併せて「営業者報酬」といいます。）。但し、同時点において期間報酬に充てるべき現金がない場合には、期間報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

記

遅延損害金が発生しない場合

期間報酬の金額 = $a - c$

- a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額 - 営業者が保証会社に対して支払う保証料
- b = $\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利率 (百分率表示)} \times (\text{本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額})$
- c = 各匿名組合員について $(b \times \text{本匿名組合出資金} \div \text{匿名組合出資金})$ として算出した金額の合計

遅延損害金及び約定利息が発生する場合

期間報酬の金額＝a－c

a＝ 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額－営業
業者が保証会社に対して支払う保証料

b＝ レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する
条件により計算した約定利息の金額＋レンダーレート÷（maneo金利＋レンダー
レート）×遅延損害金

c＝ 各匿名組合員について（b×本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出し
た金額の合計

遅延損害金のみが発生する場合

期間報酬の金額＝a－c

a＝遅延損害金の金額－営業業者が保証会社に対して支払う保証料

b＝レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×（遅延損害金－保証料）

c＝ 各匿名組合員について（b×本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出し
た金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 1 営業業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した
場合、又は保証会社から個別保証契約に係る保証履行に基づき本貸付契約の
元本相当額を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿
名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）
を出資金の返還として分配するものとします。
- 2 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、保証会社につき破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、
会社更生手続開始決定その他保証会社に適用ある倒産手続開始決定がなされた
場合、その他保証会社による保証履行の全部又は一部が不能であると営業業者が
合理的に判断した場合（以下「保証履行不能事由」といいます。）において、
本借入人が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定
返済をしない場合その他営業業者が合理的に必要と認める場合には、営業業者が当
該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収
受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め承諾するものと
します。

- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費用並びに営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権回収分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第10条（債権譲渡）

- 1 本匿名組員は、保証履行不能事由が発生した場合、本貸付契約において、本借入人が、約定返済日の翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要なものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権譲渡分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本匿名組合契約第15条及び第16条に基づき契約が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとします。
- 2 本条第1項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第12条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとし、
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとし、

第13条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとし、

第14条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。

- (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、

民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。

- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組組合員が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第15条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人及び保証会社からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (1) 本借入人及び保証会社について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続（以下、本条において「法的倒産手続」という。）開始の決定がなされた場合で（本借入人に係る手続と保証会社に係る手続の開始決定の先後を問わない。）、当該両手続において、当該貸付債権及び保証債務履行請求債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続。以下本条において同じ。）を受け、その分配を完了した時点
 - (2) 本借入人及び保証会社について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。以下、本条において「整理手続」という。）が開始された場合で（本借入人に係る手続と保証会社に係る手続の開始の先後を問わない。）、当該両手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本借入人及び保証会社より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (3) 本借入人又は保証会社のいずれか一方について、法的倒産手続開始の決定が

なされ、かつ、いずれか他方について、整理手続が開始された場合で、当該両手続において、当該貸付債権又は保証債務履行請求債権に関し、法的倒産手続に係る最後配当及び整理手続に係る返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点

- (4) 第10条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点
- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
- 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第16条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除く。）の開始決定がなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
 - (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
 - (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を10日以上遅滞した場合
 - (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行われた後30日間かかる懈怠又は違反が継続した場合
- 2 法令上可能な限り、本匿名組合契約について、商法第540条第2項の規定は明示

第21条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第22条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第23条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第24条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第25条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 原因の如何にかかわらず、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第26条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第27条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙：A

maneo手数料（レンダー）

maneo手数料=0.2625%（税込）

別紙B
maneo金利

maneo金利 = 1.50%

別紙 1 - 3
maneo株式会社匿名組合契約約款
(コーポラティブハウスローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めに記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙に記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入組合」とは、本貸付契約の借入人たる民法上の組合をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。
 - (10) 「maneo金利」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。

- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（匿名組合契約）

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号）第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条（リスクの開示）

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条（本営業の遂行）

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入組合に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入組合からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入組合からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。

- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）から毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとします。
 - (1) 利益
 - (i) 本貸付契約に基づく本借入組合からの支払利息及び遅延損害金（本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）
 - (ii) 担保物件の売却益（担保物件の売却代金が本貸付契約に基づく借入組合に対する債権額を超える場合におけるその超える額）（もしあれば）
 - (2) 損失
 - (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第9条に定義されます。）に関する手数料を含みます。）
 - (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用（口座振替手数料、書面による督促費用を除きます。）
 - (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
 - (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
 - (v) 担保権実行に要した費用（もしあれば）
 - (vi) 担保物件の売却に要した費用（もしあれば）
- 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得を計算する上で調整が必要な場合（本件営業者の法人税申告期限後に判明したものを含みます。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については{実効税率／(1－実効税率)}を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとします。
 - (i) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額
 - (ii) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）
- 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。
- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割

合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するもの
とします。但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間
からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除する
ものとし、なお、以下、「レンダーレート」とは、「本貸付契約に係る年
利率（百分率表示）－maneo金利」により算出される率をいうものとし、ま
た、下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとし、

(i) 遅延損害金等（遅延損害金及び担保物件の売却益（もしあれば））が
発生しない場合

レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規
定する条件により計算した約定利息の金額×本匿名組合員出資割合

(ii) 遅延損害金等が発生する場合

（レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に
規定する条件により計算した約定利息の金額＋レンダーレート÷（1.0%
＋レンダーレート）×遅延損害金及び（担保物件の売却益（もしあれば）
－担保物件を売却するために要した費用（もしあれば）））×本匿名組
合員出資割合

- 7 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じ
た場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得ら
れる金額を分配するものとし、
- 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のす
べて（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金
を含みます。）につき、自らこれを負担するものとし、なお、本匿名組合
員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われ
る利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつ
き同意するものとし、
- 9 前各項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとし、

第7条（営業者報酬）

営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額
を取得するものとし、（以下「営業者報酬」といいます。）。但し、同時点にお
いて営業者報酬に充てるべき現金がない場合には、営業者報酬の支払いは繰り延べ
られるものとし、

記

遅延損害金等が発生しない場合

営業者報酬の金額＝a－c

a＝ 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

b= レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×（本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額）

c= 各匿名組合員について（b×本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金等が発生する場合

営業者報酬の金額=a-c

a= 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金等の金額

b= レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額+レンダーレート÷（maneo金利+レンダーレート）×遅延損害金及び（担保物件の売却益（もしあれば）-担保物件を売却するために要した費用（もしあれば））

c= 各匿名組合員について（b×本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 1 営業者は、各計算期間において本借入組合から本貸付契約の元本の返済を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資金の返還として分配するものとします。
- 2 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（担保権の実行）

- 1 本匿名組合員は、本借入組合について、本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が発生し、本貸付契約に係る借入債務の期限の利益を喪失した場合に、営業者がその裁量に従い、営業者が本借入組合ないし本借入組合の組合員から差し入れを受けた担保権を実行することを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の担保権の実行を行った場合において、これに基づき金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から担保権実行に要した手数料及び費用並びに営業者に対する営業者報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として、それを超える部分については配当利益として、それぞれ分配するものとします。
- 3 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。
- 4 本条の規定は、本貸付契約に関して担保の設定を受けている場合に限り適用されるものとします。

第10条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、本借入組合が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費用並びに営業者に対する営業者報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権回収分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、それぞれ分配するものとします。
- 3 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（債権譲渡）

- 1 本匿名組合員は、本貸付契約において、本借入組合が、約定返済日の翌々々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要あるものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する可能性があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する営業者報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権譲渡分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、それぞれ分配するものとします。
- 3 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第12条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本匿名組合契約第16条及び第17条に基づき契約

が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとします。

- 2 本条第1項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入組合について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第13条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとします。
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとします。

第14条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとします。

第15条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。

- (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。

- (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
- (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組合員が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第16条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入組合からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (1) 本借入組合の組合員全員（本借入組合からの脱退の有無を問いません。）について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入組合に適用ある倒産手続（以下、本条において「法的倒産手続」といいます。）開始の決定がなされた場合で、当該手続において、当該貸付債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続。以下本条において同じ。）を受け、その分配を全て完了した時点
 - (2) 本借入組合の組合員全員（本借入組合からの脱退の有無を問いません。）について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。以下、本条において「整理手続」といいます。）が開始された場合で、当該手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本借入組合の組合員全員よ

- り当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を全て完了した時点
- (3) 第11条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入組合に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点
- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
- 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第17条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
- (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除きます。）の開始決定がなされた場合
- (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
- (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
- (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
- (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を10日以上遅滞した場合
- (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行われた後30日間かかる懈怠又は違反が継続した場合
- 2 法令上可能な限り、本匿名組合契約について、商法第540条第2項の規定は明示的に排除されるものとし、本匿名組合員は、本匿名組合契約を解除できないものとします。

第18条（本匿名組合契約の終了時の処理）

前条に基づき本匿名組合契約が終了した場合、営業者は、相当と認める方法により本営業を清算し、本匿名組合員に対して、本匿名組合員出資金のうち返還未了額を返還するものとします。但し、営業者は清算に必要な限度で本営業を継続することができるものとし、本匿名組合員はかかる本営業の清算方法について異議なく承諾し、これを撤回しないものとします。

第19条（責任財産限定特約、強制執行不申立）

- 1 営業者による本匿名組合契約に基づく債務の支払は、営業者が本匿名組合契約に基づき取得又は受け入れた財産、その他本営業に関して取得し又は受け入れた財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する他の資産には一切及ばないものとし、本匿名組合員はこれを異議なく承諾し、これを撤回しないものとします。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者のいかなる財産についても差押、仮差押その他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立を行わないものとします。
- 3 本匿名組合員は、第16条第1項による契約終了の時点又は第18条に基づく清算の終了時点において、本匿名組合契約に基づく未払債務が残存する場合には、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。

第20条（不保証）

本匿名組合員は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本営業の結果について何ら保証しないものとします。

第21条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとします。なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 本匿名組合員が営業者に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他本匿名組合員の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第22条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第23条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第24条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第25条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第26条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第27条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第28条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙A
maneo金利

maneo金利は本営業ごとに設定される。

別紙 1 - 4
maneo株式会社匿名組合契約約款
(フランチャイジー向け保証付きローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めに記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙うに記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。
 - (10) 「保証契約」とは、営業者と、本貸付契約に基づき本借入人が営業者に対

して負担する一切の債務について連帯して保証する旨約した者（以下「保証人」といいます。）との間で締結される、連帯保証契約をいいます。

(11) 「maneo手数料（レンダー）」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。

(12) 「maneo金利」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。

- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（匿名組合契約）

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号）第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条（リスクの開示）

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条（本営業の遂行）

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人及び保証人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）から毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとします。
 - (1) 利益
 - (i) 本貸付契約に基づく本借入人からの支払利息及び遅延損害金（保証契約に係る保証履行に基づき保証人から支払を受ける口座振替手数料相当分及び書面による督促費用相当分を除きます。また、本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）
 - (2) 損失
 - (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第9条に定義されます。）に関する手数料（保証履行に基づき保証人から支払を受けた金額を除きます。）を含みます。）
 - (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用（口座振替手数料、書面による督促費用及び保証履行に基づき保証人から支払を受けた金額を除きます。）
 - (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
 - (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
- 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得を計算する上で調整が必要な場合（営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については{実効税率／(1－実効税率)}を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとします。
 - (i) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額
 - (ii) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）
- 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組

合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。

- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するものとします。但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとします。なお、以下「レンダーレート」とは、「本貸付契約に係る年利率（百分率表示）－maneo金利」により算出される率をいうものとします。また、下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

(i) 遅延損害金が発生しない場合

$$\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利率（百分率表示）} \times \text{本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$

(ii) 遅延損害金及び約定利息が発生する場合

$$\begin{aligned} & (\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利率（百分率表示）} \times \text{本貸付契約に} \\ & \text{規定する条件により計算した約定利息の金額} + \text{レンダーレート} \div \\ & (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金}) \times \text{本匿名組合員出資割} \\ & \text{合} \end{aligned}$$

(iii) 遅延損害金のみが発生する場合

$$\text{レンダーレート} \div (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$

- 7 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。

- 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。）につき、自らこれを負担するものとします。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。

- 9 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第7条（営業者報酬）

- 1 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約締結日に、本匿名組合員出資金にmaneo手数料（レンダー）を乗じた額に消費税及び地方消費税を付加した金額を支払うものとします（以下「契約時報酬」といいます。）。

- 2 営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとします（以下「期間報酬」といい、契約時報酬と併せて「営業者報酬」といいます。）。但し、同時点において期間報酬に充てるべき現金がない場合には、期間報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

記

遅延損害金が発生しない場合

$$\text{期間報酬の金額} = a - c$$

a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

b = レンダーレート ÷ 本貸付契約の年利率（百分率表示） × （本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額）

c = 各匿名組合員について（b × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金及び約定利息が発生する場合

$$\text{期間報酬の金額} = a - c$$

a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額

b = レンダーレート ÷ 本貸付契約の年利率（百分率表示） × 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額 + レンダーレート ÷ （maneo金利 + レンダーレート） × 遅延損害金

c = 各匿名組合員について（b × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金のみが発生する場合

$$\text{期間報酬の金額} = a - c$$

a = 遅延損害金の金額

b = レンダーレート ÷ （maneo金利 + レンダーレート） × 遅延損害金

c = 各匿名組合員について（b × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金）として算出した金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 1 営業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合、又は保証人から保証契約に係る保証履行に基づき本貸付契約の元本相当額を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資金の返還として分配するものとします。
- 2 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、本借入人が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費用並びに営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権回収分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第10条（債権譲渡）

- 1 本匿名組合員は、本貸付契約において、本借入人が、約定返済日の翌々々の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要あるものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する可能性があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権譲渡分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本匿名組合契約第15条及び第16条に基づき契約が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとします。

- 2 本条第1項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第12条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとします。
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとします。

第13条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとします。

第14条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及

び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。

- (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約

に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。

- (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組合員が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第15条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人及び保証人からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (1) 本借入人及び保証人について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続（以下、本条において「法的倒産手続」という。）開始の決定がなされた場合で（本借入人に係る手続と保証人に係る手続の開始決定の先後を問わない。）、当該両手続において、当該貸付債権及び保証債務履行請求債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続。以下本条において同じ。）を受け、その分配を完了した時点
 - (2) 本借入人及び保証人について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。以下、本条において「整理手続」という。）が開始された場合で（本借入人に係る手続と保証人に係る手続の開始の先後を問わない。）、当該両手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、

本借入人及び保証人より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点

- (3) 本借入人又は保証人のいずれか一方について、法的倒産手続開始の決定がなされ、かつ、いずれか他方について、整理手続が開始された場合で、当該両手続において、当該貸付債権又は保証債務履行請求債権に関し、法的倒産手続に係る最後配当及び整理手続に係る返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (4) 第10条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点
- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
 - 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第16条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除く。）の開始決定がなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
 - (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
 - (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を10日以上遅滞した場合
 - (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行わ

又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第22条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第23条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第24条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第25条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第26条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第27条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙：A
maneo手数料（レンダー）

maneo手数料は本営業ごとに設定される。

別紙B
maneo金利

maneo金利は本営業ごとに設定される。

別紙 1 - 5
maneo株式会社匿名組合契約約款
(訪問医療マッサージ事業向けローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めに記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙えに記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。
 - (10) 「maneo手数料（レンダー）」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。

(11) 「maneo金利」とは、別紙Bに記載する料率をいいます。

- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（匿名組合契約）

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号）第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条（リスクの開示）

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条（本営業の遂行）

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人及び保証人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定

- めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）から毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
 - 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとし、）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとし、
 - (1) 利益
 - (i) 本貸付契約に基づく本借入人からの支払利息及び遅延損害金（保証契約に係る保証履行に基づき保証人から支払を受ける口座振替手数料相当分及び書面による督促費用相当分を除きます。また、本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）
 - (2) 損失
 - (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第9条に定義されます。）に関する手数料（保証履行に基づき保証人から支払を受けた金額を除きます。）を含みません。）
 - (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用（口座振替手数料、書面による督促費用及び保証履行に基づき保証人から支払を受けた金額を除きます。）
 - (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
 - (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
 - 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得を計算する上で調整が必要な場合（営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については{実効税率／(1－実効税率)}を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとし、
 - (iii) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額
 - (iv) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税法等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）
 - 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとし、
 - 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」とい

ます。)が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額(以下「配当利益」といいます。)を、分配するものとし、ます。但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとし、ます。なお、以下「レンダーレート」とは、「本貸付契約に係る年利(百分率表示)－maneo金利」により算出される率をいうものとし、ます。また、下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとし、ます。

(i) 遅延損害金が発生しない場合

$$\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利(百分率表示)} \times \text{本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$

(ii) 遅延損害金及び約定利息が発生する場合

$$\begin{aligned} & (\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利(百分率表示)} \times \text{本貸付契約に} \\ & \text{規定する条件により計算した約定利息の金額} + \text{レンダーレート} \div \\ & (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金}) \times \text{本匿名組合員出資割} \\ & \text{合} \end{aligned}$$

(iii) 遅延損害金のみが発生する場合

$$\text{レンダーレート} \div (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$

- 7 営業者は、各計算期間において損失(以下「当期損失」といいます。)が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとし、ます。
- 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて(本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。)につき、自らこれを負担するものとし、ます。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとし、ます。
- 9 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとし、ます。

第7条 (営業者報酬)

- 1 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約締結日に、本匿名組合員出資金にmaneo手数料(レンダー)を乗じた額に消費税及び地方消費税を付加した金額を支払うものとし、ます(以下「契約時報酬」といいます。)
- 2 営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとし、ます(以下「期間報酬」といい、契約時報酬と併せて「営業者報酬」といいます。)。但し、同時点において期間報酬に充てるべき

現金がない場合には、期間報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

記

遅延損害金が発生しない場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

b = レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×（本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額）

c = 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金及び約定利息が発生する場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額

b = レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額＋レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×遅延損害金

c = 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金のみが発生する場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a = 遅延損害金の金額

b = レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×遅延損害金

c = 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 1 営業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合、又は保証人から保証契約に係る保証履行に基づき本貸付契約の元本相当額を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資金の返還として分配するものとします。
- 2 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、本借入人が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含み

ます。)以後約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者(以下「債権回収受託者」といいます。)にその回収を委託することを、予め承諾するものとします。

- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費用並びに営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組員出資金額に満つるまでは出資金の返還として(以下「債権回収分配金」といいます。)、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第10条 (債権譲渡)

- 1 本匿名組員は、本貸付契約において、本借入人が、約定返済日の翌々月の28日(同日が営業日でない場合にはその翌営業日)経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要あるものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組員出資金額に満つるまでは出資金の返還として(以下「債権譲渡分配金」といいます。)、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条 (現金の分配)

- 1 営業者は、本匿名組員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金(以下「当期分配金」といいます。)の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本匿名組合契約第15条及び第16条に基づき契約が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとします。
- 2 本条第1項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借

入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第12条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとします。
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとします。

第13条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとします。

第14条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者

の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。

- (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。

- (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組合員が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第15条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (ア) 本借入人について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続開始の決定がなされ、当該手続において、当該貸付債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続）を受け、その分配を完了した時点
 - (イ) 本借入人について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。）が開始され、当該手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本借入人より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (ウ) 第10条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点
- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
- 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了の

ときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第16条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除く。）の開始決定がなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
 - (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
 - (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を10日以上遅滞した場合
 - (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行われた後30日間かかる懈怠又は違反が継続した場合
- 2 法令上可能な限り、本匿名組合契約について、商法第540条第2項の規定は明示的に排除されるものとし、本匿名組合員は、本匿名組合契約を解除できないものとします。

第17条（本匿名組合契約の終了時の処理）

前条に基づき本匿名組合契約が終了した場合、営業者は、相当と認める方法により本営業を清算し、本匿名組合員に対して、本匿名組合員出資金のうち返還未了額を返還するものとします。但し、営業者は清算に必要な限度で本貸付契約を継続することができるものとします。

第18条（責任財産限定特約、強制執行不申立）

- 1 営業者による本匿名組合契約に基づく債務の支払は、営業者が本匿名組合契約に基づき取得又は受け入れた財産、その他本営業に関して取得し又は受け入れた財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する他の資産には一切及ばないものとし、本匿名組合員はこれを異議なく承諾するものとします。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者のいかなる財産についても差押、仮差押その他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立を行わないものとします。
- 3 本匿名組合員は、第15条第1項による契約終了の時点又は第17条に基づく清算の終了時点において、本匿名組合契約に基づく未払債務が残存する場合には、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。

第19条（不保証）

本匿名組合員は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本営業の結果について何ら保証しないものとします。

第20条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとします。なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 本匿名組合員が営業者に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他本匿名組合員の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第22条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契

約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第23条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第24条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第25条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第26条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第27条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙：A
maneo手数料（レンダー）

maneo手数料は本営業ごとに設定される。

別紙B
maneo金利

maneo金利は本営業ごとに設定される。

別紙 1 - 6
maneo株式会社匿名組合契約約款
(事業者向け保証付きローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めに記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙おに記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。
 - (10) 「保証契約」とは、営業者と、本貸付契約に基づき本借入人が営業者に対

して負担する一切の債務について連帯して保証する旨約した者（以下「保証人」といいます。）との間で締結される、連帯保証契約をいいます。

(11) 「maneo手数料（レンダー）」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。

(12) 「maneo金利」とは、別紙Bに記載する料率をいいます。

- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（匿名組合契約）

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号）第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条（リスクの開示）

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条（本営業の遂行）

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人及び保証人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）から毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとします。
 - (1) 利益
 - (i) 本貸付契約に基づく本借入人からの支払利息及び遅延損害金（保証契約に係る保証履行に基づき保証人から支払を受ける口座振替手数料相当分及び書面による督促費用相当分を除きます。また、本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）
 - (2) 損失
 - (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第9条に定義されます。）に関する手数料（保証履行に基づき保証人から支払を受けた金額を除きます。）を含みます。）
 - (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用（口座振替手数料、書面による督促費用及び保証履行に基づき保証人から支払を受けた金額を除きます。）
 - (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
 - (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
- 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得を計算する上で調整が必要な場合（営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については $\{ \text{実効税率} / (1 - \text{実効税率}) \}$ を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとします。
 - (v) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額
 - (vi) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）
- 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組

合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。

- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するものとします。但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとします。なお、以下「レンダーレート」とは、「本貸付契約に係る年利率（百分率表示）－maneo金利」により算出される率をいうものとします。また、下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

(i) 遅延損害金が発生しない場合

$$\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利率（百分率表示）} \times \text{本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$

(ii) 遅延損害金及び約定利息が発生する場合

$$\begin{aligned} & (\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利率（百分率表示）} \times \text{本貸付契約に} \\ & \text{規定する条件により計算した約定利息の金額} + \text{レンダーレート} \div \\ & (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金}) \times \text{本匿名組合員出資割} \\ & \text{合} \end{aligned}$$

(iii) 遅延損害金のみが発生する場合

$$\text{レンダーレート} \div (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$

- 7 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。

- 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。）につき、自らこれを負担するものとします。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。

- 9 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第7条（営業者報酬）

- 1 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約締結日に、本匿名組合員出資金にmaneo手数料（レンダー）を乗じた額に消費税及び地方消費税を付加した金額を支払うものとします（以下「契約時報酬」といいます。）。

- 2 営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとします（以下「期間報酬」といい、契約時報酬と併せて「営業者報酬」といいます。）。但し、同時点において期間報酬に充てるべき現金がない場合には、期間報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

記

遅延損害金が発生しない場合

$$\text{期間報酬の金額} = a - c$$

a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

b = レンダーレート ÷ 本貸付契約の年利率（百分率表示） × （本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額）

c = 各匿名組合員について（b × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金及び約定利息が発生する場合

$$\text{期間報酬の金額} = a - c$$

a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額

b = レンダーレート ÷ 本貸付契約の年利率（百分率表示） × 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額 + レンダーレート ÷ （maneo金利 + レンダーレート） × 遅延損害金

c = 各匿名組合員について（b × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金のみが発生する場合

$$\text{期間報酬の金額} = a - c$$

a = 遅延損害金の金額

b = レンダーレート ÷ （maneo金利 + レンダーレート） × 遅延損害金

c = 各匿名組合員について（b × 本匿名組合出資金 ÷ 匿名組合出資金）として算出した金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 1 営業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合、又は保証人から保証契約に係る保証履行に基づき本貸付契約の元本相当額を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資金の返還として分配するものとします。
- 2 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、本借入人が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費用並びに営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権回収分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第10条（債権譲渡）

- 1 本匿名組合員は、本貸付契約において、本借入人が、約定返済日の翌々々の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要あるものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する可能性があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権譲渡分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本匿名組合契約第15条及び第16条に基づき契約が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとします。

- 2 本条第1項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第12条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとします。
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとします。

第13条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとします。

第14条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及

び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。

- (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約

に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。

- (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組合員が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第15条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人及び保証人からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (1) 本借入人及び保証人について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続（以下、本条において「法的倒産手続」という。）開始の決定がなされた場合で（本借入人に係る手続と保証人に係る手続の開始決定の先後を問わない。）、当該両手続において、当該貸付債権及び保証債務履行請求債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続。以下本条において同じ。）を受け、その分配を完了した時点
 - (2) 本借入人及び保証人について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。以下、本条において「整理手続」という。）が開始された場合で（本借入人に係る手続と保証人に係る手続の開始の先後を問わない。）、当該両手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、

本借入人及び保証人より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点

- (3) 本借入人又は保証人のいずれか一方について、法的倒産手続開始の決定がなされ、かつ、いずれか他方について、整理手続が開始された場合で、当該両手続において、当該貸付債権又は保証債務履行請求債権に関し、法的倒産手続に係る最後配当及び整理手続に係る返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (4) 第10条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点
- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
 - 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第16条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除く。）の開始決定がなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
 - (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
 - (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を10日以上遅滞した場合
 - (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行わ

又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第22条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第23条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第24条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第25条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第26条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第27条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙：A
maneo手数料（レンダー）

maneo手数料は本営業ごとに設定される

別紙B
maneo金利

maneo金利は本営業ごとに設定される

別紙 1-7

maneo株式会社匿名組合契約約款 (不動産担保付きローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めを記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙おに記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。

- (10) 「maneo手数料(レンダー)」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。
 - (11) 「maneo金利」とは、別紙Bに記載する料率をいいます。
- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条 (匿名組合契約)

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法(明治32年法律第48号)第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条 (リスクの開示)

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条 (本営業の遂行)

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人及び保証人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条 (損益の計算及び分配)

- 1 営業者は、本営業により各計算期間(次項に定義されるものとします。)中に

- 生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）から毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとします。
- (3) 利益
- (i) 本貸付契約に基づく本借入組合からの支払利息及び遅延損害金（本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）
 - (ii) 担保物件の売却益（担保物件の売却代金が本貸付契約に基づく借入組合に対する債権額を超える場合におけるその超える額）（もしあれば）
- (4) 損失
- (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第10条に定義されます。）に関する手数料を含みます。）
 - (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用（口座振替手数料、書面による督促費用を除きます。）
 - (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
 - (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
 - (v) 担保権実行に要した費用（もしあれば）
 - (vi) 担保物件の売却に要した費用（もしあれば）
- 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得を計算する上で調整が必要な場合（営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については{実効税率／(1－実効税率)}を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとします。
- (i) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額
 - (ii) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）
- 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。

- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するものとし、但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとし、なお、以下「レンダーレート」とは、「本貸付契約に係る年利率（百分率表示）－maneo金利」により算出される率をいうものとし、また、下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとし、
- (i) 遅延損害金が発生しない場合

$$\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利率（百分率表示）} \times \text{本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$
- (ii) 遅延損害金及び約定利息が発生する場合

$$\begin{aligned} & (\text{レンダーレート} \div \text{本貸付契約の年利率（百分率表示）} \times \text{本貸付契約に} \\ & \text{規定する条件により計算した約定利息の金額} + \text{レンダーレート} \div \\ & (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金}) \times \text{本匿名組合員出資割合} \end{aligned}$$
- (iii) 遅延損害金のみが発生する場合

$$\text{レンダーレート} \div (\text{maneo金利} + \text{レンダーレート}) \times \text{遅延損害金} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$
- 7 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとし、
- 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。）につき、自らこれを負担するものとし、なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとし、
- 9 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとし、

第7条（営業者報酬）

- 1 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約締結日に、本匿名組合員出資金にmaneo手数料（レンダー）を乗じた額に消費税及び地方消費税を付加した金額を支払うものとし、（以下「契約時報酬」といいます。）。
- 2 営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとし、（以下「期間報酬」といい、契約時報酬と併せて

「営業者報酬」といいます。)。但し、同時点において期間報酬に充てるべき現金がない場合には、期間報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

記

遅延損害金が発生しない場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a＝ 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

b＝ レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×（本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額）

c＝ 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金及び約定利息が発生する場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a＝ 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額

b＝ レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額＋レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×遅延損害金

c＝ 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金のみが発生する場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a＝遅延損害金の金額

b＝レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×遅延損害金

c＝ 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 1 営業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資金の返還として分配するものとします。
- 2 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（担保権の実行）

- 1 本匿名組合員は、本借入人について、本貸付契約に定める期限の利益喪失事由

が発生し、本貸付契約に係る借入債務の期限の利益を喪失した場合に、営業者がその裁量に従い、営業者が本借入人から差し入れを受けた担保権を実行することを、予め承諾し、これを撤回しないものとします。また、本匿名組合員は、営業者に対し、本貸付契約に係る借入債務の額を超える部分に関する担保権については、営業者がその合理的裁量に従い、これを実行しない又は解除することができることにつき、予め承諾し、これを撤回しないものとします。

- 2 営業者は、前項の担保権の実行を行った場合において、これに基づき金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から担保権実行に要した手数料及び費用並びに営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として、それを超える部分については配当利益として、それぞれ分配するものとします。
- 3 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第10条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、本借入人が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費用並びに営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権回収分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、それぞれ分配するものとします。
- 3 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（債権譲渡）

- 1 本匿名組合員は、本貸付契約において、本借入人が、約定返済日の翌々々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要あるものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する可能性があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿

名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権譲渡分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、それぞれ分配するものとします。

- 3 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第12条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本匿名組合契約第16条及び第17条に基づき契約が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとします。
- 2 前項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第13条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとします。
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとします。

第14条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとします。

第15条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に

対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。

- (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の

実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。

- (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
- (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組合員が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第16条（本匿名組合契約の終了）

- 4 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人からの受取

貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。

(ア) 本借入人について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続開始の決定がなされ、当該手続において、当該貸付債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続）を受け、その分配を完了した時点

(イ) 本借入人について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。）が開始され、当該手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本借入人より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点

(ウ) 第10条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点

5 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。

6 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第17条（本匿名組合契約の解除）

1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。

(1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除きます。）の開始決定がなされた場合

(2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合

(3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合

第21条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとし、なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 本匿名組合員が営業者に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他本匿名組合員の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第22条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第23条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第24条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第25条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第26条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第27条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第28条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙：A
maneo手数料（レンダー）

maneo手数料（レンダー）は本営業ごとに設定される

別紙B
maneo金利

maneo金利は本営業ごとに設定される

別紙 1 - 8

maneo株式会社匿名組合契約約款 (事業者向けローン用：保証なし)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、maneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めを記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙おに記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。

- (10) 「maneo手数料(レンダー)」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。
 - (11) 「maneo金利」とは、別紙Bに記載する料率をいいます。
- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条 (匿名組合契約)

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法(明治32年法律第48号)第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条 (リスクの開示)

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条 (本営業の遂行)

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条 (損益の計算及び分配)

- 1 営業者は、本営業により各計算期間(次項に定義されるものとします。)中に

- 生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）から毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとします。
- (1) 利益
- (i) 本貸付契約に基づく本借入人からの支払利息及び遅延損害金（書面による督促費用相当分を除きます。また、本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）
- (2) 損失
- (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第9条に定義されます。）に関する手数料（を含みます。）
- (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用（口座振替手数料、書面による督促費用を除きます。）
- (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
- (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
- 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得を計算する上で調整が必要な場合（営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については{実効税率／(1－実効税率)}を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとします。
- (i) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額
- (ii) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税法等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）
- 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。
- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するもの

とします。但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとします。なお、以下「レンダーレート」とは、「本貸付契約に係る年利率（百分率表示）－maneo金利」により算出される率をいうものとします。また、下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

(i) 遅延損害金が発生しない場合

レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額×本匿名組合員出資割合

(ii) 遅延損害金及び約定利息が発生する場合

(レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額＋レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×遅延損害金）×本匿名組合員出資割合

(iii) 遅延損害金のみが発生する場合

レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×遅延損害金）×本匿名組合員出資割合

- 7 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。
- 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。）につき、自らこれを負担するものとします。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。
- 9 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第7条（営業者報酬）

- 1 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約締結日に、本匿名組合員出資金にmaneo手数料（レンダー）を乗じた額に消費税及び地方消費税を付加した金額を支払うものとします（以下「契約時報酬」といいます。）。
- 2 営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとします（以下「期間報酬」といい、契約時報酬と併せて「営業者報酬」といいます。）。但し、同時点において期間報酬に充てるべき現金がない場合には、期間報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

記

遅延損害金が発生しない場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

b = レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×（本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額）

c = 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金及び約定利息が発生する場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a = 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額

b = レンダーレート÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額＋レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×遅延損害金

c = 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金のみが発生する場合

期間報酬の金額＝ $a - c$

a = 遅延損害金の金額

b = レンダーレート÷（maneo金利＋レンダーレート）×遅延損害金

c = 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 1 営業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資金の返還として分配するものとします。
- 2 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、本借入人が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め

承諾するものとします。

- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費用並びに営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権回収分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第10条（債権譲渡）

- 1 本匿名組合員は、本貸付契約において、本借入人が、約定返済日の翌々々の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要なものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する可能性があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する期間報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権譲渡分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本匿名組合契約第15条及び第16条に基づき契約が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとします。
- 2 本条第1項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第12条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとし、
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとし、

第13条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとし、

第14条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。

- (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行わ

れておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。

- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組合員が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第15条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (1) 本借入人について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続（以下、本条において「法的倒産手続」という。）開始の決定がなされた場合で、当該手続において、当該貸付債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続。以下本条において同じ。）を受け、その分配を完了した時点
 - (2) 本借入人について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。以下、本条において「整理手続」という。）が開始された場合で、当該手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本借入人より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (3) 本借入人について、法的倒産手続開始の決定がなされ、かつ、整理手続が開始された場合で、当該両手続において、当該貸付債権に関し、法的倒産手続に係る最後配当及び整理手続に係る返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (4) 第10条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点

- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
- 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第16条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除く。）の開始決定がなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
 - (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
 - (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を10日以上遅滞した場合
 - (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行われた後30日間かかる懈怠又は違反が継続した場合
- 2 法令上可能な限り、本匿名組合契約について、商法第540条第2項の規定は明示的に排除されるものとし、本匿名組合員は、本匿名組合契約を解除できないものとします。

第17条（本匿名組合契約の終了時の処理）

前条に基づき本匿名組合契約が終了した場合、営業者は、相当と認める方法により本営業を清算し、本匿名組合員に対して、本匿名組合員出資金のうち返還未了額を返還するものとします。但し、営業者は清算に必要な限度で本貸付契約を継続する

ことができるものとします。

第18条（責任財産限定特約、強制執行不申立）

- 1 営業者による本匿名組合契約に基づく債務の支払は、営業者が本匿名組合契約に基づき取得又は受け入れた財産、その他本営業に関して取得し又は受け入れた財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する他の資産には一切及ばないものとし、本匿名組合員はこれを異議なく承諾するものとします。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者のいかなる財産についても差押、仮差押その他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立を行わないものとします。
- 3 本匿名組合員は、第15条第1項による契約終了の時点又は第17条に基づく清算の終了時点において、本匿名組合契約に基づく未払債務が残存する場合には、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。

第19条（不保証）

本匿名組合員は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本営業の結果について何ら保証しないものとします。

第20条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとします。なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 本匿名組合員が営業者に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他本匿名組合員の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第22条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第23条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第24条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第25条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第26条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第27条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙：A
maneo手数料（レンダー）

maneo手数料は本営業ごとに設定される

別紙B
maneo金利

maneo金利は本営業ごとに設定される

別紙 1 - 9

aneo株式会社匿名組合契約約款 (診療報酬請求代行事業向けローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、aneo株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における、営業者の金銭の貸付けにかかる事業に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めを記載するものです。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。

第2条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して別紙くに記載する約款により営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
 - (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (4) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (7) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
 - (8) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
 - (9) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の匿名組合員出資金に対する割合をいいます。

(10) 「保証契約」とは、営業者と、本貸付契約に基づき本借入人が営業者に対して負担する一切の債務について連帯して保証する旨約した者（以下「保証人」といいます。）との間で締結される、連帯保証契約をいいます。

(11) 「maneo金利」とは、別紙Aに記載する料率をいいます。

- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（匿名組合契約）

- 1 本匿名組合員は、本約款の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 2 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号）第2編第4章に定める匿名組合にあたることを確認します。

第4条（リスクの開示）

本匿名組合員は、本匿名組合の申込みにあたり、本匿名組合契約に関する重要事項説明書を熟読し、その内容を理解するものとします。

第5条（本営業の遂行）

- 1 本約款に規定がある場合を除き、営業者は匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとします。また、本匿名組合員は、本約款に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人及び保証人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 4 営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、匿名組合員出資金、本借入人からの元本返済金及び支払利息金その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

第6条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月1日（同日を含みます。）から毎月末日（同日を含みます。）までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味し、主として営業者に生じる以下のものから構成されるものとします。
 - (1) 利益
 - (i) 本貸付契約に基づく本借入人からの支払利息及び遅延損害金（保証契約に係る保証履行に基づき保証人から支払を受ける口座振替手数料相当分及び書面による督促費用相当分を除きます。また、本貸付契約の実行により本借入人に請求する融資実行手数料を除きます。）
 - (ii) 担保物件の売却益（担保物件の売却代金が本貸付契約に基づく借入組合に対する債権額を超える場合におけるその超える額）（もしあれば）
 - (2) 損失
 - (i) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者（第9条に定義されます。）に関する手数料（保証履行に基づき保証人から支払を受けた金額を除きます。）を含みません。）
 - (ii) その他本営業の実施のために必要となる費用（口座振替手数料、書面による督促費用及び保証履行に基づき保証人から支払を受けた金額を除きます。）
 - (iii) 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失
 - (iv) 本貸付契約にかかる貸付債権の譲渡損失
 - (v) 担保権実行に要した費用（もしあれば）
 - (vi) 担保物件の売却に要した費用（もしあれば）
- 4 営業者の本営業に係る損益分配の計算について、会計上の損益に、営業者の法人税法上の所得を計算する上で調整が必要な場合（営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む。）には、会計上の分配すべき損益に以下の調整項目のうち、(i)については $\{ \text{実効税率} / (1 - \text{実効税率}) \}$ を乗じた金額を減算し、(ii)についてはその金額を加算して分配するものとします。

- (i) 法人税法及び租税特別措置法（以下「法人税法等」といいます。）の規定に基づき申告調整を行う項目のうち、交際費、寄附金、その他法人税法等に基づく社外流出項目に係る申告調整すべき金額
 - (ii) (i)に規定する社外流出項目以外で法人税等の規定により申告調整すべき金額（以下「内部留保項目」といいます。）
- 5 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。
- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するものとします。但し、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとします。なお、以下「運用利回り」とは、「本貸付契約に係る年利率（百分率表示）－maneo金利」により算出される率をいうものとします。また、下記の算式の計算において、1円未満の端数は切り捨てるものとします。
- (i) 遅延損害金が発生しない場合

$$\text{運用利回り} \div \text{本貸付契約の年利率（百分率表示）} \times \text{本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$
 - (ii) 遅延損害金及び約定利息が発生する場合

$$\text{（運用利回り} \div \text{本貸付契約の年利率（百分率表示）} \times \text{本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額} + \text{運用利回り} \div \text{（maneo金利} + \text{運用利回り）} \times \text{遅延損害金）} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$
 - (iii) 遅延損害金のみが発生する場合

$$\text{運用利回り} \div \text{（maneo金利} + \text{運用利回り）} \times \text{遅延損害金）} \times \text{本匿名組合員出資割合}$$
- 7 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。
- 8 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。）につき、自らこれを負担するものとします。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。
- 9 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第7条（営業報酬）

- 1 営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとします（以下「営業報酬」といいます。）。但し、同時点において営業報酬に充てるべき現金がない場合には、営業報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

記

遅延損害金が発生しない場合

営業報酬の金額＝ $a - c$

a ＝ 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

b ＝ 運用利回り÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×（本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額）

c ＝ 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金及び約定利息が発生する場合

営業報酬の金額＝ $a - c$

a ＝ 本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額

b ＝ 運用利回り÷本貸付契約の年利率（百分率表示）×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額＋運用利回り÷（maneo金利＋運用利回り）×遅延損害金

c ＝ 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

遅延損害金のみが発生する場合

営業報酬の金額＝ $a - c$

a ＝遅延損害金の金額

b ＝運用利回り÷（maneo金利＋運用利回り）×遅延損害金

c ＝ 各匿名組合員について（ $b \times$ 本匿名組合出資金÷匿名組合出資金）として算出した金額の合計

第8条（出資金の返還）

- 3 営業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合、又は保証人から保証契約に係る保証履行に基づき本貸付契約の元本相当額を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資

金の返還として分配するものとします。

- 4 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（担保権の実行）

- 1 本匿名組合員は、本借入人について、本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が発生し、本貸付契約に係る借入債務の期限の利益を喪失した場合に、営業者がその裁量に従い、営業者が本借入人から差し入れを受けた担保権を実行することを、予め承諾し、これを撤回しないものとします。また、本匿名組合員は、営業者に対し、本貸付契約に係る借入債務の額を超える部分に関する担保権については、営業者がその合理的裁量に従い、これを実行しない又は解除することができることにつき、予め承諾し、これを撤回しないものとします。
- 2 営業者は、前項の担保権の実行を行った場合において、これに基づき金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から担保権実行に要した手数料及び費用並びに営業者に対する営業者報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として、それを超える部分については配当利益として、それぞれ分配するものとします。
- 3 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第10条（債権回収の委託）

- 1 本匿名組合員は、本借入人が、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の貸付債権の回収委託を行った場合において、当該借入人から金員を回収した場合には、本匿名組合員に対し、回収金から営業者及び債権回収受託者との間で別途定める債権回収受託者に対して支払うべき手数料及び費用並びに営業者に対する営業者報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権回収分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
- 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（債権譲渡）

- 1 本匿名組合員は、本貸付契約において、本借入人が、約定返済日の翌々々の

- 28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他営業者が合理的に必要なものと認める場合には、営業者が当該貸付債権につき第三者に譲渡する可能性があることを、予め承諾するものとします。
- 2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用及び営業者に対する営業者報酬を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を、本匿名組合員出資金額に満つるまでは出資金の返還として（以下「債権譲渡分配金」といいます。）、それを超える部分については配当利益として、分配するものとします。
 - 3 上記の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第12条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた、配当利益、返還出資金、債権回収分配金及び債権譲渡分配金相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第6条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、本匿名組合契約第15条及び第16条に基づき契約が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとします。
- 2 本条第1項による現金の分配は、各計算期間の末日から60日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため営業者は、かかる現金の分配を行わないことができるものとします。

第13条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとします。
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った配当利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとします。

第14条（善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとします。

第15条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
 - (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合

には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。

- (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
- (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) 本匿名組合員が本約款の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が当社に預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以後の改正も含む。）第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 本匿名組合員が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。本匿名組合員が法人である場合には、その役員、従業員

員、顧問、取引先その他本匿名組合員と関係のある者が、左記の者に該当しないこと。

第16条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人及び保証人からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (1) 本借入人及び保証人について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続（以下、本条において「法的倒産手続」という。）開始の決定がなされた場合で（本借入人に係る手続と保証人に係る手続の開始決定の先後を問わない。）、当該両手続において、当該貸付債権及び保証債務履行請求債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続。以下本条において同じ。）を受け、その分配を完了した時点
 - (2) 本借入人及び保証人について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。以下、本条において「整理手続」という。）が開始された場合で（本借入人に係る手続と保証人に係る手続の開始の先後を問わない。）、当該両手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本借入人及び保証人より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (3) 本借入人又は保証人のいずれか一方について、法的倒産手続開始の決定がなされ、かつ、いずれか他方について、整理手続が開始された場合で、当該両手続において、当該貸付債権又は保証債務履行請求債権に関し、法的倒産手続に係る最後配当及び整理手続に係る返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (4) 第11条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点
- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
- 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものと

します。

第17条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除く。）の開始決定がなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
 - (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
 - (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を10日以上遅滞した場合
 - (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行われた後30日間かかる懈怠又は違反が継続した場合
- 2 法令上可能な限り、本匿名組合契約について、商法第540条第2項の規定は明示的に排除されるものとし、本匿名組合員は、本匿名組合契約を解除できないものとします。

第18条（本匿名組合契約の終了時の処理）

前条に基づき本匿名組合契約が終了した場合、営業者は、相当と認める方法により本営業を清算し、本匿名組合員に対して、本匿名組合員出資金のうち返還未了額を返還するものとします。但し、営業者は清算に必要な限度で本貸付契約を継続することができるものとします。

第19条（責任財産限定特約、強制執行不申立）

- 1 営業者による本匿名組合契約に基づく債務の支払は、営業者が本匿名組合契約に基づき取得又は受け入れた財産、その他本営業に関して取得し又は受け入れた財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する他の資産には一切及ばないものとし、本匿名組合員はこれを異議なく承諾するものとします。

- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者のいかなる財産についても差押、仮差押その他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立を行わないものとします。
- 3 本匿名組合員は、第15条第1項による契約終了の時点又は第17条に基づく清算の終了時点において、本匿名組合契約に基づく未払債務が残存する場合には、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。

第20条（不保証）

本匿名組合員は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本営業の結果について何ら保証しないものとします。

第21条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとします。なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 本匿名組合員が営業者に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他本匿名組合員の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第22条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第23条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、および本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第24条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第25条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第26条（免責事項）

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第27条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第28条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

別紙：A
maneo金利

maneo金利は本営業ごとに設定される

別紙：あ 金銭消費貸借契約約款

第1条（適用範囲）

- 1 本約款は、会員（以下「借入人」といいます。）と maneo 株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。借入人は、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 借入人は、本貸付契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第2条（定義）

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

- (1) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (2) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間の匿名組合契約をいいます。
- (3) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組合員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。
- (4) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約の締結を対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため maneo マーケットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (5) 「maneo score」とは、借入人が貸付人に対して提供した情報に基づき、貸付人が当該情報の内容を考慮して借入人について設定する数値をいいます。
- (6) 「営業日」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 590 号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (7) 「営業時間」とは、午前 9 時から午後 3 時までをいいます。
- (8) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (9) 「maneo マーケットホームページ」とは、maneo マーケットが、インターネット上において、本貸付契約に対する匿名組合出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
- (10) 「my maneo 登録会員」とは、maneo マーケットホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、my maneo ページその他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワード（以下「my maneo ユーザーアカウント等」といいます。）

を付与された者をいいます。

- (11) 「my maneo ページ」とは、my maneo 登録会員のために開設される、maneo マーケットホームページ内における当該my maneo 登録会員専用のページをいいます。
- (12) 「my maneo ログイン」とは、maneo マーケットホームページ上において、my maneo ユーザーアカウント等を入力し、my maneo ページその他当該my maneo 登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。
- (13) 「保証会社」とは、オリックス・クレジット株式会社をいいます。
- (14) 「G-loan」とは、保証会社による保証が付された、貸付人及び借入人間の金銭消費貸借契約をいいます。

第3条（本金銭消費貸借契約の申込み及び成立）

- 1 貸付人は、借入人から貸付契約の申込みがなされた場合には、貸付人が加盟する信用情報機関に対する借入人の信用情報照会その他あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneo score を付与したうえ、maneo マーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneo マーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとし、
- 2 借入人は募集手続にあたり、my maneo ログインした上、所定のページ上で借入希望金額、借入希望期間（6ヶ月、9ヶ月、12ヶ月、15ヶ月、18ヶ月、21か月、24ヶ月、27か月、30か月、33か月又は36ヶ月のいずれか。）、希望貸付金利（G-loan の場合を除きます。なお、希望貸付金利の上限は借入申込金額に応じて利息制限法の定める上限金利の範囲内とし、その下限は借入希望期間に応じて、6ヶ月の場合は年7.0%、9ヶ月の場合は年5.5%、12ヶ月の場合は年4.5%、15ヶ月の場合は年4.0%、18ヶ月の場合は年4.0%、21ヶ月の場合は年3.5%、24ヶ月の場合は年3.5%、27ヶ月の場合は年3.0%、30ヶ月の場合は年3.0%、33ヶ月の場合は年3.0%、36ヶ月の場合は年2.85%（いずれも1年を365日とする日割計算）とします。）、返済方法、G-loan の利用希望の有無等、営業者所定の借入人の借入申込内容及び借入人のPR内容を選択ないし入力して貸付人に対して申し込み、これらのうち貸付人の定める一定の事項、及び借入人が希望する追加表示事項をmaneo マーケットはmaneo マーケットホームページ上の募集手続のために設定したページ上に表示するものとし、また、maneo マーケットは、借入人のmaneo score を同ページ上に表示します。
- 3 前項の規定にかかわらず、借入人の借入希望金額又は借入希望期間がmaneo score が貸付契約について許容する借入金額又は借入期間を超える場合には、本貸付契約の借入金額及び借入期間は、maneo score が許容するものを上限とします。

- 4 借入人が、G-loan の利用を希望する場合には、貸付人は、保証会社に対して、借入人から提供を受けた又は貸付人が信用情報機関等から取得した借入人の信用情報等を提供するものとし、保証会社は、当該情報に基づいて審査を行った結果を貸付人に対して報告するものとします。
- 5 前項に基づく保証会社による審査の結果、保証会社から、保証の引き受けをしない旨の連絡を受けた場合には、貸付人は、借入人に対してその旨を通知するものとし、借入人が希望する場合には、第2項に基づいて借入人が申し込んだ内容で（但し、第3項による制限の適用を受けます。）、保証会社による保証を付さない金銭消費貸借契約に係る募集手続の開始を、maneo マーケットに対して、依頼するものとします。
- 6 第4項に基づく保証会社による審査の結果、保証会社から、借入人の借入希望金額全額について保証を引き受ける旨の連絡を受けた場合には、貸付人は、G-loan に係る募集手続の開始を、maneo マーケットに対して依頼するものとします。なお、この場合の借入金利は貸付人が決定する金利とし、借入人はかかる決定に対して異議を申し出ることはできません。
- 7 第4項に基づく保証会社による審査の結果、保証会社から、借入人の借入希望金額の一部についてのみ保証を引き受ける旨の連絡を受けた場合には、貸付人は、借入人に対して、保証会社の提示する条件に基づく貸付条件（借入金額、借入期間、借入金利その他の条件）を通知するものとし、借入人は当該貸付条件に応諾するか否かを決定するものとします。貸付人は、借入人が、当該貸付条件に応諾する場合には、G-loan に係る募集手続の開始を、当該貸付条件に応諾しない場合には、第2項に基づいて借入人が申し込んだ内容で（但し、第3項による制限の適用を受けます。）、保証会社による保証を付さない金銭消費貸借契約に係る募集手続の開始を、maneo マーケットに対して依頼するものとします。
- 8 匿名組合員は、my maneo ログインした上で、maneo マーケットの定める募集手続規則に従い、本匿名組合契約の申込みを行うものとします。
- 9 maneo マーケットの定める募集手続規則に従い、匿名組合員の本匿名組合契約申込条件が借入人の借入申込条件と合致し、かつその内容を貸付人が承認し、その旨の通知を借入人及び匿名組合員にした場合には、本貸付契約及び本匿名組合契約が成立したものとします。
- 10 貸付人は、借入人との間で本貸付契約が成立した場合、金銭消費貸借契約書及び必要書面（G-loan の場合における保証会社に対する保証委託契約書も含まれます。）をあわせて、借入人に電磁的に送付し、借入人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとします。
- 11 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約書の返送を受けた後、借入人の指定する口座に貸付金を振り込むものとします。

12 前各項に定めるほか、募集手続は、maneo マーケットの定める募集手続規則に従うものとします。

第4条（利息）

借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとします。

第5条（遅延損害金）

借入人の債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、期限又は期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、弁済すべき金額につき、年14.5%（1年365日の日割計算）の割合による遅延損害金が発生するものとし、借入人は、貸付人に対し、当該遅延損害金を、直ちに支払うものとします。ただし、借入人が期限の利益を喪失した場合を除き、期限日の直後に到来する毎月13日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）（以下「第一引落日」といいます。）までに約定の返済が行われた場合には、期限日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。また、第一引落日までに延滞した金額が支払われない場合で、期限日の直後に到来する毎月28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）までに約定の返済が行われた場合には、第一引落日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。なお、翌々々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）の翌日までに第13条に規定する債権譲渡がなされない場合には、以後は遅延損害金を加算しないものとします。

第6条（返済方法）

- 1 借入人の元利金の支払いは、貸付人が作成する返済予定表に基づく元利金の返済金を、別途貸付人が指定する方法により行うものとします。なお、返済日は貸付人の口座に入金された日（営業時間内に限ります。）とし、返済にかかる費用は借入人の負担とします。
- 2 借入人の債務につき期限を経過した場合、借入人の当該遅滞分の返済は、別途貸付人が指定する方法により、期限日後の毎月13日及び毎月28日になされるものとし、当該期日以外の返済については第8条の規定を適用いたします。

第7条（期限の利益喪失事由）

以下のいずれかの事由が発生した場合、借入人は、同事由発生の日が前月28日（同日を含みます。）から当月15日（同日を含みません。）までの場合には当月15日の到来により、同事由発生の日が当月15日（同日を含みます。）から当月28日（同日を含みません。）の場合には当月28日の到来により、当然に、期限の利益を喪失す

るものとし、債務の全額を直ちに弁済するものとします。

- (1) 借入人が、本貸付契約の元利金の支払債務の全部又は一部の履行を、約定返済日の翌々月の28日の到来時点まで遅滞した場合
- (2) 借入人につき、支払の停止、借入人が振り出し、若しくは引き受けた手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、租税公課を滞納したことによる督促手続又は破産手続、民事再生手続、特定調停若しくはこれらに類似する倒産処理手続（将来制定されるものを含む。）の開始の申立があった場合、又は借入人が支払不能若しくは債務超過に陥った場合
- (3) 借入人につき仮差押、保全差押、仮処分、滞納処分、差押、競売手続の開始又は公売手続の開始があった場合
- (4) その他債権保全を必要とする重大な事由が生じたと貸付人が合理的に判断した場合

第8条（期限前弁済）

借入人は、期限前に返済することはできないものとします。なお、期限前に返済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第9条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (1) maneo マーケットホームページ上に、借入人の申込条件、過去の借入履歴、直近の借入に関する借入金額、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果を表示すること

第10条（個人情報情報の取扱いに関する同意）

- 1 借入人は、本貸付契約に際し、貸付人が、借入人の返済能力に関する情報（以下「信用情報」といいます。）の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、本貸付契約に係る信用情報を提供することについて、同意するものとします。
- 3 借入人は、前項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。
- 4 借入人は、第2項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、他の信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

- 5 借入人が G-loan の利用を希望する場合において、貸付人が、保証会社に対して、本貸付契約に係る信用情報その他の個人情報を提供することについて、同意するものとします。

第11条（個人情報の利用目的について）

借入人は、貸付人が、借入人の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

- (1) 返済能力の調査のため
- (2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (3) 借入人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため
- (4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引のため
- (5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第12条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する場合があることを、予め承諾するものとします。

第13条（債権譲渡等）

- 1 借入人は、借入人が、約定返済日の翌々月の 28 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要あるものと認める場合（但し、G-loan の場合には、保証会社につき破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、会社更生手続開始決定その他保証会社に適用ある倒産手続開始決定がなされた場合、その他保証会社による保証履行の全部又は一部が不能であると営業者が合理的に判断した場合に限ります。）には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する場合があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 3 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしては

ならないものとし、また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとし、

第14条（通知）

本貸付契約の当事者に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便、一般に認知されたメール便・宅配便若しくはファクシミリにて送付するものとし、

第15条（届出事項の変更）

- 1 氏名、住所その他届出事項に変更があった場合には、借入人は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとし、
- 2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、

第16条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第17条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとし、

- (1) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 原因の如何にかかわらず、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第18条（準拠法）

本約款及び本貸付契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、

第19条（裁判管轄）

本約款及び個別の本貸付契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙：い
金銭消費貸借契約約款
(コーポラティブハウスローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、借入組合とmaneo株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めを記載するものです。借入組合は、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 借入組合ないし借入組合の組合員は、本貸付契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第2条 (定義)

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

- (1) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (2) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間の匿名組合契約をいいます。
- (3) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組合員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。
- (4) 「営業日」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 590 号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (5) 「営業時間」とは、午前9時から午後3時までをいいます。
- (6) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (7) 「本件関連契約」とは、本貸付契約を除き、借入組合が、その企図する住宅の建設プロジェクト（以下「本件プロジェクト」といいます。）に関して、締結することのある一切の契約をいいます（施工業者との建築請負契約を含みますが、これに限られません。）

第3条 (本金銭消費貸借契約の申込み及び成立)

- 1 貸付人は、借入組合から貸付契約の申込みがなされた場合には、貸付人が加盟する信用情報機関に対する借入組合の組合員の信用情報照会その他あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneoマーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneoマーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集のための手続に

付するものとします。

- 2 前項記載の手續において貸付人と借入組合が別途合意する条件が成就した場合には、貸付人は、金銭消費貸借契約証書及び必要書面をあわせて、借入組合に交付し、借入組合ないし借入組合の組合員は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に交付するものとします。
- 3 貸付人は、借入組合から署名・押印された金銭消費貸借契約証書を受領し、かつ第5条に基づく担保設定を受ける（もしあれば）のと引換えに、借入組合に対して貸付金を交付する方法により貸し付けるものとします。

第4条（連帯債務）

借入組合の組合員は、貸付人に対し、本貸付契約に基づく借入組合の貸付人に対する債務について連帯債務を負うものとします。また、借入組合の組合員は、借入組合から脱退する場合でも、貸付人の書面による承諾が無い限り、本貸付契約に基づく債務を免れるものではありません。

第5条（担保）

借入組合ないし借入組合の組合員は、貸付人の要求がある場合には、貸付人に対し、本貸付契約に基づく借入組合の貸付人に対する債務を担保するために、貸付人の指定する内容の担保を差し入れるものとします。

第6条（利息）

借入組合は、貸付人に対し、本貸付契約証書記載の利率により、貸付金に対する利息を支払うものとします。

第7条（遅延損害金）

借入組合の債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、期限又は期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、弁済すべき金額につき、年14.5%（1年365日の日割計算）の割合による遅延損害金が発生するものとし、借入組合は、貸付人に対し、当該遅延損害金を、直ちに支払うものとします。ただし、借入組合が期限の利益を喪失した場合を除き、期限日の直後に到来する毎月13日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）（以下「第一引落日」といいます。）までに約定の返済が行われた場合には、期限日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。また、第一引落日までに延滞した金額が支払われない場合で、期限日の直後に到来する毎月28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）までに約定の返済が行われた場合には、第一引落日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。

なお、翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）の翌日までに第16条に規定する債権譲渡がなされない場合には、以後は遅延損害金を加算しないものとします。

第8条（返済方法）

- 1 借入組合の元利金の支払いは、貸付人が作成する返済予定表に基づく元利金の返済金を、別途貸付人が指定する方法により行うものとします。なお、返済日は貸付人の口座に入金された日（営業時間内に限ります。）とし、返済にかかる費用は借入組合の負担とします。
- 2 借入組合の債務につき期限を経過した場合、借入組合の当該遅滞分の返済は、別途貸付人が指定する方法により、期限日後の毎月13日及び毎月28日になされるものとし、当該期日以外の返済については第10条の規定を適用いたします。

第9条（期限の利益喪失事由）

以下のいずれかの事由が発生した場合、借入組合は、同事由発生の日が前月28日（同日を含みます。）から当月15日（同日を含みません。）までの場合には当月15日の到来により、同事由発生の日が当月15日（同日を含みます。）から当月28日（同日を含みません。）の場合には当月28日の到来により、当然に、期限の利益を喪失するものとし、債務の全額を直ちに弁済するものとします。

- (1) 借入組合が、本貸付契約の元利金の支払債務の全部又は一部の履行を、約定返済日の翌々月の28日の到来時点まで遅滞した場合
- (2) 借入組合ないし借入組合の組合員のいずれかにつき、支払の停止、借入組合が振り出し、若しくは引き受けた手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、租税公課を滞納したことによる督促手続又は破産手続、民事再生手続、特定調停若しくはこれらに類似する倒産処理手続（将来制定されるものを含む。）の開始の申立があった場合、又は借入組合ないし借入組合の組合員のいずれかが支払不能若しくは債務超過に陥った場合
- (3) 借入組合ないし借入組合の組合員のいずれかにつき仮差押、保全差押、仮処分、滞納処分、差押、競売手続の開始又は公売手続の開始があった場合
- (4) 前各号の他債権保全を必要とする重大な事由が生じたと貸付人が合理的に判断した場合
- (5) 借入組合ないし借入組合の組合員のいずれかが、本約款及び本貸付契約の一に違反した場合

第10条（期限前弁済）

借入組合は、本貸付契約の期間中、期限前弁済予定日（本貸付契約の期間中の毎月28

日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）に限り、）の1ヶ月前に貸付人に対して書面にて通知して、期限前弁済予定日において、残元金及び当該期限前弁済予定日までの間の利息を一括して貸付人に支払うことにより、期限前弁済をすることができるものとします。なお、かかる事前の書面通知なく期限前に弁済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第11条（借入組合ないし借入組合の組合員の承諾事項）

借入組合ないし借入組合の組合員は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (1) maneoマーケットホームページ上に、借入人の申込条件、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、本件プロジェクトの進捗状況を表示すること。

第12条（借入組合の誓約事項）

借入組合は、本件貸付契約に基づく借入組合の貸付人に対する債務全額が弁済されるまで、貸付人に対し、以下の事項を誓約するものとします。

(1) 財務関係報告書類

借入組合は、貸付人が合理的に満足する様式及び内容で、日本において一般に認められた会計原則に従って作成された次の書類を各所定の時期に貸付人に提出するものとします。貸付人は、これらの書類に記載された情報を照合するために、合理的な範囲において、借入組合の帳簿を閲覧することができるものとします。これらの書類について、借入組合が委託する第三者が保持している場合には、当該第三者をして、貸付人に対し、閲覧せしめるものとします。

- (ア) 借入組合の理事が財務状況を正しく表示していることを証明した借入組合の四半期毎の財務諸表その他これに類する書類（各会計四半期末より45日以内）

(2) 報告義務等

借入組合は、以下に従い、貸付人に対し、報告等を行うものとします。

- (ア) 借入組合が、本件関連契約を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを交付する。
- (イ) 本件プロジェクトの進捗について、毎月末日（当該日が営業日以外の日である場合には、前営業日）に、貸付人が合理的に満足する様式により書面にて報告する。
- (ウ) 本件プロジェクトの進捗予定等について、変更等が生じた場合には、速やかに書面にて報告する。
- (エ) 借入組合ないし借入組合の組合員が、債務の整理又は弁済期日の繰り延べに

- ついて交渉をその債権者と開始した場合には、速やかに書面により通知する。
- (オ) 借入組合ないし借入組合の組合員を被告、被申立人その他手続の相手方又は対象として、訴訟、保全手続、強制執行手続、調停、仲裁その他の司法又は行政手続が開始されたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに、書面により通知し、かつ、当該訴訟における訴状、準備書面等の書類の写しを提供する。この場合には、当該手続の進行がある度に当該進行の内容につき貸付人が合理的に満足する様式により書面にて報告する。
 - (カ) 本件関連契約の各当事者による本件関連契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を与える事実が発生したことを知った場合、又は、本件関連契約で企図された取引の実行に重大な悪影響を及ぼす事実が発生したことを知った場合、速やかに書面により通知し、その詳細を説明する。
 - (キ) 借入組合は、貸付人が随時合理的に要求する借入組合の業務及び財務その他の情報を貸付人に対して速やかに提供する。
 - (ク) 借入組合は、本件関連契約上の期限の利益喪失事由、解除事由、終了事由、義務履行免除事由又は義務違反、若しくは本契約上の債務不履行事由又は潜在的債務履行事由が発生したことを知った場合には、速やかにその旨を書面にて貸付人に通知し、その詳細を説明する。
 - (ケ) 借主は、本件関連契約の各当事者について、倒産手続開始の申立てがあったこと若しくは解散の決定又は命令があったことを知った場合、速やかに貸主に通知する。

第13条（個人信用情報の取扱に関する同意）

- 1 借入組合の組合員は、本貸付契約に際し、貸付人が、借入組合の組合員の返済能力に関する情報の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。
- 2 借入組合の組合員は、貸付人が、本貸付契約の申込情報、本貸付契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報等を信用情報機関に提供することについて、同意するものとします。
- 3 借入組合の組合員は、前項に従い信用情報機関に提供された情報等が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。
- 4 借入組合の組合員は、第2項に従い信用情報機関に提供された情報等が、他の信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

第14条（個人情報の利用目的について）

借入組合の組合員は、貸付人が、借入組合の組合員の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

- (1) 返済能力の調査のため
- (2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (3) 借入人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため
- (4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引のため
- (5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第15条（債権回収の委託）

借入組合は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入組合に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する場合があることを、予め承諾するものとします。

第16条（債権譲渡等）

- 1 借入組合は、借入組合が、約定返済日の翌々々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合、その他貸付人が合理的に必要なものと認める場合には、貸付人が借入組合に対する貸付債権を第三者に譲渡する場合があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 2 借入組合の組合員は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入組合の組合員の個人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 3 借入組合ないし借入組合の組合員は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入組合ないし借入組合の組合員は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第17条（通知）

本貸付契約の当事者に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛

先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便、一般に認知されたメール便・宅配便若しくはファクシミリにて送付するものとします。

第18条（届出事項の変更）

- 1 氏名、住所その他届出事項に変更があった場合には、借入組合ないし借入組合の組合員は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとします。
- 2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

第19条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入組合に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 借入組合のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 原因の如何にかかわらず、匿名組合員、借入組合、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入組合の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第20条（準拠法）

本約款及び本貸付契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第21条（裁判管轄）

本約款及び本貸付契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙：う
金銭消費貸借契約約款
(フランチャイジー向け保証付きローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、会員（以下「借入人」といいます。）と maneo 株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。借入人は、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）を締結いたします。また、保証人（第2条に定義されます。）は、本約款に従って、貸付人との間で、保証契約（以下「本保証契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 借入人及び保証人は、本貸付契約及び本保証契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第2条 (定義)

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

- (1) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (2) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間の匿名組合契約をいいます。
- (3) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組合員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。
- (4) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約の締結を対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため maneo マーケットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (5) 「maneo score」とは、借入人が貸付人に対して提供した情報に基づき、貸付人が当該情報の内容を考慮して借入人について設定する数値をいいます。
- (6) 「営業日」とは、銀行法(昭和56年法律第590号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (7) 「営業時間」とは、午前9時から午後3時までをいいます。
- (8) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (9) 「maneo マーケットホームページ」とは、maneo マーケットが、インターネット上において、本貸付契約に対する匿名組合出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
- (10) 「my maneo 登録会員」とは、maneo マーケットホームページ上において、氏

名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、my maneo ページその他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワード(以下「my maneo ユーザーアカウント等」といいます。)を付与された者をいいます。

- (11) 「my maneo ページ」とは、my maneo 登録会員のために開設される、maneo マーケットホームページ内における当該 my maneo 登録会員専用のページをいいます。
- (12) 「my maneo ログイン」とは、maneo マーケットホームページ上において、my maneo ユーザーアカウント等を入力し、my maneo ページその他当該 my maneo 登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。
- (13) 「保証人」とは、貸付人に対して、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について連帯して保証する旨約した者をいいます。

第3条 (本金銭消費貸借契約の申込み及び成立)

- 1 貸付人は、借入人から借入の申込みがなされた場合には、貸付人が加盟する信用情報機関に対する借入人の信用情報照会その他あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneo score を付与したうえ、maneo マーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneo マーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとし、
- 2 前項記載の手続において貸付人と借入人が別途合意する条件が成就した場合、貸付人は、金銭消費貸借契約書及び必要書面をあわせて、借入人に電磁的に送付し、借入人及び保証人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとし、
- 3 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約証書その他貸付人所定の書面を受領するのと引換えに、借入人に対して貸付金を交付する方法により貸し付けるものとし、

第4条 (融資実行手数料及び利息)

- 1 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する金額の融資実行手数料を支払うものとし、
- 2 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとし、

第5条 (遅延損害金)

借入人の債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、期限又は

期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、弁済すべき金額につき、年14.5%（1年365日の日割計算）の割合による遅延損害金が発生するものとし、借入人は、貸付人に対し、当該遅延損害金を、直ちに支払うものとし、貸付人は、借入人が期限の利益を喪失した場合を除き、期限日の直後に到来する毎月13日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）（以下「第一引落日」といいます。）までに約定の返済が行われた場合には、期限日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとし、また、第一引落日までに延滞した金額が支払われない場合で、期限日の直後に到来する毎月28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）までに約定の返済が行われた場合には、第一引落日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとし、なお、翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）の翌日までに第13条に規定する債権譲渡がなされない場合には、以後は遅延損害金を加算しないものとし、

第6条（返済方法）

- 3 借入人の元利金の支払いは、貸付人が作成する返済予定表に基づく元利金の返済金を、別途貸付人が指定する方法により行うものとし、返済日は貸付人の口座に入金された日（営業時間内に限ります。）とし、返済にかかる費用は借入人の負担とし、
- 4 借入人の債務につき期限を経過した場合、借入人の当該遅滞分の返済は、別途貸付人が指定する方法により、期限日後の毎月13日及び毎月28日になされるものとし、当該期日以外の返済については第8条の規定を適用いたします。

第7条（期限の利益喪失事由）

以下のいずれかの事由が発生した場合、借入人は、同事由発生の日が前月28日（同日を含みます。）から当月15日（同日を含みません。）までの場合には当月15日の到来により、同事由発生の日が当月15日（同日を含みます。）から当月28日（同日を含みません。）の場合には当月28日の到来により、当然に、期限の利益を喪失するものとし、債務の全額を直ちに弁済するものとし、

- (1) 借入人が、本貸付契約の元利金の支払債務の全部又は一部の履行を、約定返済日の翌々月の28日の到来時点まで遅滞した場合
- (2) 借入人につき、支払の停止、借入人が振り出し、若しくは引き受けた手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、租税公課を滞納したことによる督促手続又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停若しくはこれらに類似する倒産処理手続（将来制定されるものを含む。）の開始の申立があった場合、又は借入人が支払不能若しくは債務超過に陥った場合
- (3) 借入人につき仮差押、保全差押、仮処分、滞納処分、差押、競売手続の開始

又は公売手続の開始があった場合

- (4) その他債権保全を必要とする重大な事由が生じたと貸付人が合理的に判断した場合

第8条（期限前弁済）

借入人は、期限前に返済することはできないものとします。なお、期限前に弁済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第9条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (1) maneo マーケットホームページ上に、借入人の申込条件、過去の借入履歴、直近の借入に関する借入金額、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果を表示すること

第10条（信用情報の取扱いに関する同意）

- 1 借入人及び保証人は、本貸付契約及び本保証契約に際し、貸付人が、借入人及び保証人の返済能力に関する情報（以下「信用情報」といいます。）の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。
- 2 借入人及び保証人は、貸付人が、本貸付契約及び本保証契約に係る信用情報を提供することについて、同意するものとします。
- 3 借入人及び保証人は、前項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。
- 4 借入人及び保証人は、第2項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、他の信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

第11条（個人情報ないし法人情報の利用目的について）

借入人及び保証人は、貸付人が、借入人及び保証人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

- (1) 返済能力の調査のため
- (2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (3) 借入人及び保証人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため
- (4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引の

ため

- (5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第12条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する必要があることを、予め承諾するものとします。

第13条（債権譲渡等）

- 1 借入人は、借入人が、約定返済日の翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要あるものと認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する必要があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報ないし法人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 3 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第14条（通知）

本貸付契約及び本保証契約の当事者に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便、一般に認知されたメール便・宅配便若しくはファクシミリにて送付するものとします。

第15条（届出事項の変更）

- 1 氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更があった場合には、借入人及び保証人は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとします。
- 2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延

着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

第16条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第17条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人及び保証人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人及び保証人の貸付契約及び保証契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第18条（連帯保証）

保証人は、貸付人に対し、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について連帯して保証するものとします。

第19条（準拠法）

本約款、本貸付契約及び本保証契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第20条（裁判管轄）

本約款、個別の本貸付契約及び本保証契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙：え
金銭消費貸借契約約款
(訪問医療マッサージ事業向けローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、会員（以下「借入人」といいます。）と maneo 株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。借入人は、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 借入人は、本貸付契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第2条 (定義)

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

- (1) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (2) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間の匿名組合契約をいいます。
- (3) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組合員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。
- (4) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約の締結を対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため maneo マーケットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (5) 「営業日」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 590 号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (6) 「営業時間」とは、午前 9 時から午後 3 時までをいいます。
- (7) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (8) 「maneo マーケットホームページ」とは、maneo マーケットが、インターネット上において、本貸付契約に対する匿名組合出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
- (9) 「my maneo 登録会員」とは、maneo マーケットホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、my maneo ページその他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワード（以下「my maneo ユーザーアカウント等」といいます。）を付与された者をいいます。

- (10) 「my maneo ページ」とは、my maneo 登録会員のために開設される、maneo マーケットホームページ内における当該 my maneo 登録会員専用のページをいいます。
- (11) 「my maneo ログイン」とは、maneo マーケットホームページ上において、my maneo ユーザーアカウント等を入力し、my maneo ページその他当該 my maneo 登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。

第3条（本貸付契約の申込み及び成立）

- 1 貸付人は、借入人から借入の申込みがなされた場合には、あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneo マーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneo マーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとします。
- 2 前項記載の手続において貸付人と借入人が別途合意する条件が成就した場合、貸付人は、金銭消費貸借契約書及び必要書面をあわせて、借入人に電磁的に送付し、借入人及び保証人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとします。
- 3 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約証書その他貸付人所定の書面を受領するのと引換えに、借入人に対して貸付金を交付する方法により貸し付けるものとします。

第4条（融資実行手数料及び利息）

- 1 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する金額の融資実行手数料を支払うものとします。
- 2 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとします。

第5条（遅延損害金）

借入人の債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、期限又は期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、弁済すべき金額につき、年14.5%（1年365日の日割計算）の割合による遅延損害金が発生するものとし、借入人は、貸付人に対し、当該遅延損害金を、直ちに支払うものとします。ただし、借入人が期限の利益を喪失した場合を除き、期限日の直後に到来する毎月13日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）（以下「第一引落日」といいます。）までに約定の返済が行われた場合には、期限日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。また、第一引落日までに延滞した金額が支払わ

れない場合で、期限日の直後に到来する毎月28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）までに約定の返済が行われた場合には、第一引落日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。なお、翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）の翌日までに第13条に規定する債権譲渡がなされない場合には、以後は遅延損害金を加算しないものとします。

第6条（返済方法）

- 1 借入人の元利金の支払いは、貸付人が作成する返済予定表に基づく元利金の返済金を、別途借入人及び貸付人が合意する方法により行うものとします。なお、返済日は貸付人の口座に入金された日（営業時間内に限ります。）とし、返済にかかる費用は借入人の負担とします。
- 2 借入人の債務につき期限を経過した場合、借入人の当該遅滞分の返済は、別途貸付人が指定する方法により、期限日後の毎月13日及び毎月28日になされるものとし、当該期日以外の返済については第8条の規定を適用いたします。

第7条（期限の利益喪失事由）

以下のいずれかの事由が発生した場合、借入人は、同事由発生の日が前月28日（同日を含みます。）から当月15日（同日を含みません。）までの場合には当月15日の到来により、同事由発生の日が当月15日（同日を含みます。）から当月28日（同日を含みません。）の場合には当月28日の到来により、当然に、期限の利益を喪失するものとし、債務の全額を直ちに弁済するものとします。

- (1) 借入人が、本貸付契約の元利金の支払債務の全部又は一部の履行を、約定返済日の翌々月の28日の到来時点まで遅滞した場合
- (2) 借入人につき、支払の停止、借入人が振り出し、若しくは引き受けた手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、租税公課を滞納したことによる督促手続又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停若しくはこれらに類似する倒産処理手続（将来制定されるものを含む。）の開始の申立があった場合、又は借入人が支払不能若しくは債務超過に陥った場合
- (3) 借入人につき仮差押、保全差押、仮処分、滞納処分、差押、競売手続の開始又は公売手続の開始があった場合
- (4) その他債権保全を必要とする重大な事由が生じたとき貸付人が合理的に判断した場合
- (5) 借入人が、貸付人に提出した資料に重大な誤り又は虚偽が存することが合理的根拠に基づいて明らかとなった場合
- (6) 借入人が、本約款及び本貸付契約の一に違反した場合

第8条（期限前弁済）

借入人は、期限前に返済することはできないものとします。なお、期限前に弁済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第9条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (1) maneo マーケットホームページ上に、借入人の申込条件、過去の借入履歴、直近の借入に関する借入金額、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果を表示すること

第10条（借入人の誓約事項）

借入人は、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務全額が弁済されるまで、貸付人に対し、以下の事項を誓約するものとします。

(1) 報告義務等

借入人は、以下に従い、貸付人に対し、報告等を行うものとします。

- (ア) 借入人が貸付人に交付した資料に誤りが存することが判明した場合には、速やかに書面にて報告する。
- (イ) 保険者に対する療養費に係る支給申請の一部又は全部が認められないことが判明した場合には、速やかに書面にて報告する。

第11条（信用情報の取扱いに関する同意）

- 1 借入人は、本貸付契約に際し、貸付人が、借入人の返済能力に関する情報（以下「信用情報」といいます。）の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、本貸付契約に係る信用情報を提供することについて、同意するものとします。
- 3 借入人は、前項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。
- 4 借入人は、第2項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、他の信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

第12条（個人情報ないし法人情報の利用目的について）

借入人は、貸付人が、借入人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範

圏内で適正に利用することに同意するものとします。

- (1) 返済能力の調査のため
- (2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (3) 借入人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため
- (4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引のため
- (5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第13条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する場合があることを、予め承諾するものとします。

第14条（債権譲渡等）

- 1 借入人は、借入人が、約定返済日の翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要あるものと認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する場合があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報ないし法人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 3 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第15条（通知）

本貸付契約の当事者に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便、一般に認知されたメール便・宅配便若しくはファクシミリにて送付するものとします。

第16条（届出事項の変更）

- 1 氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更があった場合には、借入人及び保証人は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとします。
- 2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

第17条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第18条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第19条（準拠法）

本約款、本貸付契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第20条（裁判管轄）

本約款、個別の本貸付契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙お
金銭消費貸借契約約款
(事業者向け保証付きローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、会員（以下「借入人」といいます。）と maneo 株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。借入人は、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）を締結いたします。また、保証人（第2条に定義されます。）は、本約款に従って、貸付人との間で、保証契約（以下「本保証契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 借入人及び保証人は、本貸付契約及び本保証契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第2条 (定義)

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

- (1) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (2) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間の匿名組合契約をいいます。
- (3) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組合員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。
- (4) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約の締結を対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため maneo マーケットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (5) 「maneo score」とは、借入人が貸付人に対して提供した情報に基づき、貸付人が当該情報の内容を考慮して借入人について設定する数値をいいます。
- (6) 「営業日」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 590 号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (7) 「営業時間」とは、午前9時から午後3時までをいいます。
- (8) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (9) 「maneo マーケットホームページ」とは、maneo マーケットが、インターネット上において、本貸付契約に対する匿名組合出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
- (10) 「my maneo 登録会員」とは、maneo マーケットホームページ上において、氏

名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、my maneo ページその他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワード(以下「my maneo ユーザーアカウント等」といいます。)を付与された者をいいます。

- (11) 「my maneo ページ」とは、my maneo 登録会員のために開設される、maneo マーケットホームページ内における当該 my maneo 登録会員専用のページをいいます。
- (12) 「my maneo ログイン」とは、maneo マーケットホームページ上において、my maneo ユーザーアカウント等を入力し、my maneo ページその他当該 my maneo 登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。
- (13) 「保証人」とは、貸付人に対して、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について連帯して保証する旨約した者をいいます。

第3条 (本金銭消費貸借契約の申込み及び成立)

- 1 貸付人は、借入人から借入の申込みがなされた場合には、貸付人が加盟する信用情報機関に対する借入人の信用情報照会その他あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneo score を付与したうえ、maneo マーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneo マーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとしします。
- 2 前項記載の手続において貸付人と借入人が別途合意する条件が成就した場合、貸付人は、金銭消費貸借契約書及び必要書面をあわせて、借入人に電磁的に送付し、借入人及び保証人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとしします。
- 3 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約証書その他貸付人所定の書面を受領するのと引換えに、借入人に対して貸付金を交付する方法により貸し付けるものとしします。

第4条 (融資実行手数料及び利息)

- 1 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する金額の融資実行手数料を支払うものとしします。
- 2 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとしします。

第5条 (遅延損害金)

借入人の債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、期限又は

- は公売手続の開始があった場合
- (4) その他債権保全を必要とする重大な事由が生じたと貸付人が合理的に判断した場合

第8条（期限前弁済）

借入人は、期限前に返済することはできないものとします。なお、期限前に弁済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第9条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (1) maneo マーケットホームページ上に、借入人の申込条件、過去の借入履歴、直近の借入に関する借入金額、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果を表示すること

第10条（信用情報の取扱いに関する同意）

- 1 借入人及び保証人は、本貸付契約及び本保証契約に際し、貸付人が、借入人及び保証人の返済能力に関する情報（以下「信用情報」といいます。）の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。
- 2 借入人及び保証人は、貸付人が、本貸付契約及び本保証契約に係る信用情報を提供することについて、同意するものとします。
- 3 借入人及び保証人は、前項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。
- 4 借入人及び保証人は、第2項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、他の信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

第11条（個人情報ないし法人情報の利用目的について）

借入人及び保証人は、貸付人が、借入人及び保証人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

- (1) 返済能力の調査のため
- (2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (3) 借入人及び保証人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため
- (4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引の

ため

- (5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第12条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する必要があることを、予め承諾するものとします。

第13条（債権譲渡等）

- 1 借入人は、借入人が、約定返済日の翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要あるものと認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する必要があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報ないし法人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 3 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第14条（通知）

本貸付契約及び本保証契約の当事者に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便、一般に認知されたメール便・宅配便若しくはファクシミリにて送付するものとします。

第15条（届出事項の変更）

- 1 氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更があった場合には、借入人及び保証人は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとします。
- 2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延

着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

第16条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第17条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人及び保証人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人及び保証人の貸付契約及び保証契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第18条（連帯保証）

保証人は、貸付人に対し、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について連帯して保証するものとします。

第19条（準拠法）

本約款、本貸付契約及び本保証契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第20条（裁判管轄）

本約款、個別の本貸付契約及び本保証契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙か
金銭消費貸借契約約款
(不動産担保付きローン用)

第1条 (適用範囲)

- 3 本約款は、借入人と maneo 株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。借入人は、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）を締結いたします。
- 4 借入人は、本貸付契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第2条 (定義)

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

- (14) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (15) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間の匿名組合契約をいいます。
- (16) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組合員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。
- (17) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約の締結を対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため maneo マーケットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (18) 「営業日」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 590 号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (19) 「営業時間」とは、午前 9 時から午後 3 時までをいいます。
- (20) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (21) 「maneo マーケットホームページ」とは、maneo マーケットが、インターネット上において、本貸付契約に対する匿名組合出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
- (22) 「my maneo 登録会員」とは、maneo マーケットホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、my maneo ページその他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワード(以下「my maneo ユーザーアカウント等」といいます。)を付与された者をいいます。

- (23) 「my maneo ページ」とは、my maneo 登録会員のために開設される、maneo マーケットホームページ内における当該 my maneo 登録会員専用のページをいいます。
- (24) 「my maneo ログイン」とは、maneo マーケットホームページ上において、my maneo ユーザーアカウント等を入力し、my maneo ページその他当該 my maneo 登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。

第3条（本貸付契約の申込み及び成立）

- 4 貸付人は、借入人から借入の申込みがなされた場合には、あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneo マーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneo マーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとします。
- 5 前項記載の手続において貸付人と借入人が別途合意する条件が成就した場合、貸付人は、金銭消費貸借契約書及び必要書面をあわせて、借入人に電磁的に送付又は手交し、借入人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとします。
- 6 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約証書その他貸付人所定の書面を受領し、かつ第5条に基づく担保設定を受けるのと引換えに、借入人に対して貸付金を交付又は振り込む方法により貸し付けるものとします。

第4条（融資実行手数料及び利息）

- 3 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する金額の融資実行手数料を支払うものとします。
- 4 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとします。

第5条（担保）

借入人は、貸付人に対し、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務を担保するために、貸付人の指定する内容の担保を差し入れるものとします。

第6条（遅延損害金）

借入人の債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、期限又は期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、弁済すべき金額につき、年14.5%（1年365日の日割計算）の割合による遅延損害金が発生するものとし、借入人は、貸付人に対し、当該遅延損害金を、直ちに支払うものとします。ただし、

借入人が期限の利益を喪失した場合を除き、期限日の直後に到来する毎月13日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）（以下「第一引落日」といいます。）までに約定の返済が行われた場合には、期限日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。また、第一引落日までに延滞した金額が支払われない場合で、期限日の直後に到来する毎月28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）までに約定の返済が行われた場合には、第一引落日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。なお、翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）の翌日までに第13条に規定する債権譲渡がなされない場合には、以後は遅延損害金を加算しないものとします。

第7条（返済方法）

- 5 借入人の元利金の支払いは、貸付人が作成する返済予定表に基づく元利金の返済金を、別途借入人及び貸付人が合意する方法により行うものとします。なお、返済日は貸付人の口座に入金された日（営業時間内に限ります。）とし、返済にかかる費用は借入人の負担とします。
- 6 借入人の債務につき期限を経過した場合、借入人の当該遅滞分の返済は、別途貸付人が指定する方法により、期限日後の毎月13日及び毎月28日になされるものとし、当該期日以外の返済については第9条の規定を適用いたします。

第8条（期限の利益喪失事由）

以下のいずれかの事由が発生した場合、借入人は、同事由発生の日が前月28日（同日を含みます。）から当月15日（同日を含みません。）までの場合には当月15日の到来により、同事由発生の日が当月15日（同日を含みます。）から当月28日（同日を含みません。）の場合には当月28日の到来により、当然に、期限の利益を喪失するものとし、債務の全額を直ちに弁済するものとします。

- (5) 借入人が、本貸付契約の元利金の支払債務の全部又は一部の履行を、約定返済日の翌々月の28日の到来時点まで遅滞した場合
- (6) 借入人につき、支払の停止、借入人が振り出し、若しくは引き受けた手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、租税公課を滞納したことによる督促手続又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停若しくはこれらに類似する倒産処理手続（将来制定されるものを含む。）の開始の申立があった場合、又は借入人が支払不能若しくは債務超過に陥った場合
- (7) 借入人につき仮差押、保全差押、仮処分、滞納処分、差押、競売手続の開始又は公売手続の開始があった場合
- (8) その他債権保全を必要とする重大な事由が生じたとき貸付人が合理的に判断した場合

- (9) 借入人が、貸付人に提出した資料に重大な誤り又は虚偽が存することが合理的根拠に基づいて明らかとなった場合
- (10) 借入人が、本約款及び本貸付契約の一に違反した場合

第9条（期限前弁済）

借入人は、期限前に返済することはできないものとします。なお、期限前に弁済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第10条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (2) maneo マーケットホームページ上に、借入人の申込条件、過去の借入履歴、直近の借入に関する借入金額、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果を表示すること

第11条（借入人の誓約事項）

借入人は、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務全額が弁済されるまで、貸付人に対し、以下の事項を誓約するものとします。

(3) 報告義務等

借入人は、以下に従い、貸付人に対し、報告等を行うものとします。

- (コ) 借入人が貸付人に交付した資料に誤りが存することが判明した場合には、速やかに書面にて報告する。
- (サ) 借入人が担保に差し入れた担保物(当該担保物の担保となっている権利についても同様とする。)について、その価値に影響を及ぼすような変動があった場合には、速やかに書面にて報告する。

第12条（信用情報の取扱いに関する同意）

- 5 借入人は、本貸付契約に際し、貸付人が、借入人の返済能力に関する情報（以下「信用情報」といいます。）の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。
- 6 借入人は、貸付人が、本貸付契約に係る信用情報を提供することについて、同意するものとします。
- 7 借入人は、前項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。
- 8 借入人は、第2項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、他の信用情報機

関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

第13条（個人情報ないし法人情報の利用目的について）

借入人は、貸付人が、借入人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

- (7) 返済能力の調査のため
- (8) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (9) 借入人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため
- (10) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引のため
- (11) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (12) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第14条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する必要があることを、予め承諾するものとします。

第15条（債権譲渡等）

- 4 借入人は、借入人が、約定返済日の翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要あるものと認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する必要があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 5 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報ないし法人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 6 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第16条（通知）

本貸付契約の当事者に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便、一般に認知されたメール便・宅配便若しくはファクシミリにて送付するものとします。

第17条（届出事項の変更）

- 3 氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更があった場合には、借入人及び保証人は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとします。
- 4 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

第18条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第19条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (4) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (5) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (6) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第20条（準拠法）

本約款、本貸付契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第21条（裁判管轄）

本約款、個別の本貸付契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙：き
金銭消費貸借契約約款
(事業者向けローン用：保証なし)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、会員（以下「借入人」といいます。）と maneo 株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。借入人は、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 借入人は、本貸付契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第2条 (定義)

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

- (1) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (2) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間の匿名組合契約をいいます。
- (3) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組合員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。
- (4) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約の締結を対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため maneo マーケットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (5) 「maneo score」とは、借入人が貸付人に対して提供した情報に基づき、貸付人が当該情報の内容を考慮して借入人について設定する数値をいいます。
- (6) 「営業日」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 590 号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (7) 「営業時間」とは、午前9時から午後3時までをいいます。
- (8) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (9) 「maneo マーケットホームページ」とは、maneo マーケットが、インターネット上において、本貸付契約に対する匿名組合出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
- (10) 「my maneo 登録会員」とは、maneo マーケットホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、my maneo ページその他の専用ページにログインするためのユーザーアカ

ウント及びパスワード(以下「my maneo ユーザーアカウント等」といいます。)を付与された者をいいます。

- (11) 「my maneo ページ」とは、my maneo 登録会員のために開設される、maneo マーケットホームページ内における当該 my maneo 登録会員専用のページをいいます。
- (12) 「my maneo ログイン」とは、maneo マーケットホームページ上において、my maneo ユーザーアカウント等を入力し、my maneo ページその他当該 my maneo 登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。

第3条 (本金銭消費貸借契約の申込み及び成立)

- 1 貸付人は、借入人から借入の申込みがなされた場合には、貸付人が加盟する信用情報機関に対する借入人の信用情報照会その他あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneo score を付与したうえ、maneo マーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneo マーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとしします。
- 2 前項記載の手続において貸付人と借入人が別途合意する条件が成就した場合、貸付人は、金銭消費貸借契約書及び必要書面をあわせて、借入人に電磁的に送付し、借入人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとしします。
- 3 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約証書その他貸付人所定の書面を受領するのと引換えに、借入人に対して貸付金を交付する方法により貸し付けるものとしします。

第4条 (融資実行手数料及び利息)

- 1 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する金額の融資実行手数料を支払うものとしします。
- 2 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとしします。

第5条 (遅延損害金)

借入人の債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、期限又は期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、弁済すべき金額につき、年14.5% (1年365日の日割計算) の割合による遅延損害金が発生するものとし、借入人は、貸付人に対し、当該遅延損害金を、直ちに支払うものとしします。ただし、借入人が期限の利益を喪失した場合を除き、期限日の直後に到来する毎月13日(同

日が営業日でない場合にはその翌営業日）（以下「第一引落日」といいます。）までに約定の返済が行われた場合には、期限日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。また、第一引落日までに延滞した金額が支払われない場合で、期限日の直後に到来する毎月28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）までに約定の返済が行われた場合には、第一引落日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。なお、翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）の翌日までに第13条に規定する債権譲渡がなされない場合には、以後は遅延損害金を加算しないものとします。

第6条（返済方法）

- 1 借入人の元利金の支払いは、貸付人が作成する返済予定表に基づく元利金の返済金を、別途貸付人が指定する方法により行うものとします。なお、返済日は貸付人の口座に入金された日（営業時間内に限ります。）とし、返済にかかる費用は借入人の負担とします。
- 2 借入人の債務につき期限を経過した場合、借入人の当該遅滞分の返済は、別途貸付人が指定する方法により、期限日後の毎月13日及び毎月28日になされるものとし、当該期日以外の返済については第8条の規定を適用いたします。

第7条（期限の利益喪失事由）

以下のいずれかの事由が発生した場合、借入人は、同事由発生の日が前月28日（同日を含みます。）から当月15日（同日を含みません。）までの場合には当月15日の到来により、同事由発生の日が当月15日（同日を含みます。）から当月28日（同日を含みません。）の場合には当月28日の到来により、当然に、期限の利益を喪失するものとし、債務の全額を直ちに弁済するものとします。

- (1) 借入人が、本貸付契約の元利金の支払債務の全部又は一部の履行を、約定返済日の翌々月の28日の到来時点まで遅滞した場合
- (2) 借入人につき、支払の停止、借入人が振り出し、若しくは引き受けた手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、租税公課を滞納したことによる督促手続又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停若しくはこれらに類似する倒産処理手続（将来制定されるものを含む。）の開始の申立があった場合、又は借入人が支払不能若しくは債務超過に陥った場合
- (3) 借入人につき仮差押、保全差押、仮処分、滞納処分、差押、競売手続の開始又は公売手続の開始があった場合
- (4) その他債権保全を必要とする重大な事由が生じたとして貸付人が合理的に判断した場合

第8条（期限前弁済）

借入人は、期限前に返済することはできないものとします。なお、期限前に弁済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第9条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (1) maneo マーケットホームページ上に、借入人の申込条件、過去の借入履歴、直近の借入に関する借入金額、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果を表示すること

第10条（信用情報の取扱いに関する同意）

- 1 借入人は、本貸付契約に際し、貸付人が、借入人の返済能力に関する情報（以下「信用情報」といいます。）の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、本貸付契約に係る信用情報を提供することについて、同意するものとします。
- 3 借入人は、前項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。
- 4 借入人は、第2項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、他の信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

第11条（個人情報ないし法人情報の利用目的について）

借入人は、貸付人が、借入人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

- (1) 返済能力の調査のため
- (2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (3) 借入人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため
- (4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引のため
- (5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第12条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する場合があることを、予め承諾するものとします。

第13条（債権譲渡等）

- 1 借入人は、借入人が、約定返済日の翌々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要あるものと認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する場合があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報ないし法人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 3 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第14条（通知）

本貸付契約及び本保証契約の当事者に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便、一般に認知されたメール便・宅配便若しくはファクシミリにて送付するものとします。

第15条（届出事項の変更）

- 1 氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更があった場合には、借入人は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとします。
- 2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

第16条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更される

ことがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第17条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第18条（準拠法）

本約款、本貸付契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第19条（裁判管轄）

本約款、個別の本貸付契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙：く
金銭消費貸借契約約款
(診療報酬請求代行業向けローン用)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、会員（以下「借入人」といいます。）と maneo 株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。借入人は、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）を締結いたします。また、保証人（第2条に定義されます。）は、本約款に従って、貸付人との間で、保証契約（以下「本保証契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 借入人及び保証人は、本貸付契約及び本保証契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第2条 (定義)

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

- (1) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (2) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間の匿名組合契約をいいます。
- (3) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組合員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。
- (4) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約の締結を対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため maneo マーケットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (5) 「営業日」とは、銀行法(昭和56年法律第590号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (6) 「営業時間」とは、午前9時から午後3時までをいいます。
- (7) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (8) 「maneo マーケットホームページ」とは、maneo マーケットが、インターネット上において、本貸付契約に対する匿名組合出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
- (9) 「my maneo 登録会員」とは、maneo マーケットホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、my maneo ページその他の専用ページにログインするためのユーザーアカ

ウント及びパスワード(以下「my maneo ユーザーアカウント等」といいます。)を付与された者をいいます。

- (10) 「my maneo ページ」とは、my maneo 登録会員のために開設される、maneo マーケットホームページ内における当該 my maneo 登録会員専用のページをいいます。
- (11) 「my maneo ログイン」とは、maneo マーケットホームページ上において、my maneo ユーザーアカウント等を入力し、my maneo ページその他当該 my maneo 登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。
- (12) 「保証人」とは、貸付人に対して、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について連帯して保証する旨約した者をいいます。

第3条 (本金銭消費貸借契約の申込み及び成立)

- 1 貸付人は、借入人から借入の申込みがなされた場合には、貸付人が加盟する信用情報機関に対する借入人の信用情報照会その他あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneo マーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneo マーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとします。
- 2 前項記載の手続において貸付人と借入人が別途合意する条件が成就した場合、貸付人は、金銭消費貸借契約書及び必要書面をあわせて、借入人に電磁的に送付し、借入人及び保証人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとします。
- 3 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約証書その他貸付人所定の書面を受領するのと引換えに、借入人に対して貸付金を交付する方法により貸し付けるものとします。

第4条 (融資実行手数料及び利息)

- 1 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する金額の融資実行手数料を支払うものとします。
- 2 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとします。

第5条 (担保)

借入人は、貸付人に対し、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務を担保するために、貸付人の指定する内容の担保を差し入れるものとします。

第6条 (遅延損害金)

- (6) 借入人が、本約款及び本貸付契約の一に違反した場合
- (7) 借入人が、貸付人の事前の承諾なく、保険者からの療養費入金口座を変更した場合

第9条（期限前弁済）

借入人は、期限前に返済することはできないものとします。なお、期限前に弁済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第10条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (1) maneo マーケットホームページ上に、借入人の申込条件、過去の借入履歴、直近の借入に関する借入金額、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果を表示すること

第11条（借入人の誓約事項）

借入人は、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務全額が弁済されるまで、貸付人に対し、以下の事項を誓約するものとします。

(1) 報告義務等

借入人は、以下に従い、貸付人に対し、報告等を行うものとします。

- (ア) 借入人が貸付人に交付した資料に誤りが存することが判明した場合には、速やかに書面にて報告する。
- (イ) 借入人が担保に差し入れた担保物(当該担保物の担保となっている権利についても同様とする。)について、その価値に影響を及ぼすような変動があった場合には、速やかに書面にて報告する。

第12条（信用情報の取扱いに関する同意）

- 1 借入人及び保証人は、本貸付契約及び本保証契約に際し、貸付人が、借入人及び保証人の返済能力に関する情報（以下「信用情報」といいます。）の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。
- 2 借入人及び保証人は、貸付人が、本貸付契約及び本保証契約に係る信用情報を提供することについて、同意するものとします。
- 3 借入人及び保証人は、前項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。
- 4 借入人及び保証人は、第2項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、他の

信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

第13条（個人情報ないし法人情報の利用目的について）

借入人及び保証人は、貸付人が、借入人及び保証人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

- (1) 返済能力の調査のため
- (2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (3) 借入人及び保証人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため
- (4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引のため
- (5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第14条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する場合があることを、予め承諾するものとします。

第15条（債権譲渡等）

- 1 借入人は、借入人が、約定返済日の翌々々月の28日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要あるものと認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する場合があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報ないし法人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 3 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第16条（通知）

本貸付契約及び本保証契約の当事者に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便若しくはファクシミリにて送付するものとし、

第17条（届出事項の変更）

- 1 氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更があった場合には、借入人及び保証人は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとし、
- 2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、

第18条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第19条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人及び保証人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとし、

- (1) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人及び保証人の貸付契約及び保証契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第20条（連帯保証）

保証人は、貸付人に対し、本貸付契約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について連帯して保証するものとし、

第21条（準拠法）

本約款、本貸付契約及び本保証契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される

ものとしします。

第22条（裁判管轄）

本約款、個別の本貸付契約及び本保証契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 2 預託金規定

maneo取引約款第5条の規定に基づいて、お客様がmaneoエスクロー社に対して預託することができる金額の単位及び下限は、以下のとおりとします。

- ・ 預託単位：1万円
- ・ 預託金の下限：1万円（営業者報酬その他支払が必要となる金額を含む。）

別紙3 募集手続規則

第1条（総則）

本規則は、maneo株式会社（以下「貸主」といいます。）に対して貸付契約の申込みを行う者（以下「借入申込人」といいます。）の希望する借入について、当該貸付契約に関し匿名組合出資により貸主に対して資金提供を行う者（以下「出資者」といいます。）を募るために行う、当該匿名組合出資持分の募集の手続（以下「本募集手続」といいます。）に対して適用します。

第2条（募集開始の条件）

- 1 本募集手続の開始は、借入申込人の借入申込みに対し、あらかじめ貸主が定める内規に従い審査を行い、貸主が当該借入申込みを適当と判断し、その旨を借入人に通知したこと（以下「借入内諾」といいます。）を条件とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、借入申込人が、次条第1項に定める借入申込みの手続において、オリックス・クレジット株式会社（以下「保証会社」といいます。）による保証が付された金銭消費貸借契約（以下「G-loan」といいます。）の利用を希望する旨申し出た場合には、借入内諾後、貸主が別途定める金銭消費貸借契約約款第3条に定める手続に従い、貸主がmaneoマーケット株式会社（以下「maneoマーケット」といいます。）に募集手続の開始を依頼した時に、本募集手続が開始されるものとします。

第3条（募集情報）

- 1 借入申込人は本募集手続にあたり、貸主及びmaneoマーケットがインターネット上に共同で開設するホームページ（以下「本ホームページ」といいます。）に借入申込人のmy maneoユーザーアカウント等を入力してログインした上で、所定のページ上において借入申込金額、借入希望期間（6ヶ月、9ヶ月、12ヶ月、15ヶ月、18ヶ月、21ヶ月、24ヶ月、27ヶ月、30ヶ月、33ヶ月又は36ヶ月のいずれか）、希望借入金利（ただし、その上限は借入申込金額に応じて利息制限法の定める上限金利の範囲内とし、その下限は借入希望期間に応じて、6ヶ月の場合は年7.0%、9ヶ月の場合は年5.5%、12ヶ月の場合は年4.5%、15ヶ月の場合は年4.0%、18ヶ月の場合は年4.0%、21ヶ月の場合は年3.5%、24ヶ月の場合は年3.5%、27ヶ月の場合は年3.0%、30ヶ月の場合は年3.0%、33ヶ月の場合は年3.0%、36ヶ月の場合は年2.85%（いずれも1年を365日とする日割計算）とします。）、返済方法、G-loanの利用希望の有無等、営業者所定の借入申込人の借入申込内容（以下「基本情報」といいます。）及び借入申込人のPR内容（以下「PR情報」といいます。）を選択ないし入力し、これらのうち、

貸主の定める一定の事項及び借入申込人が希望する追加表示事項（以下、これらを「借入人募集情報」と総称します。）を本ホームページ上の本募集手続のために設定したページ（以下「本募集ページ」といいます。）に表示します。なお、借入申込人は借入人募集情報に自己を特定する情報を表示する義務を負わないものとしませんが、かかる情報を表示した場合でも、貸主及びmaneoマーケットはこれを削除する義務を負わないものとしします。

- 2 貸主は、借入申込人のmaneo scoreを本募集ページ上に表示するものとしします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、借入申込人の借入申込金額又は借入希望期間が、maneo scoreが貸付契約について許容する借入金額又は借入期間を超える場合には、貸付契約の借入申込みの借入金額及び借入期間は、maneo scoreが許容するものを上限とします。
- 4 前項の規定は、G-loanに係る本募集手続には適用されないものとしします。

第4条（募集期間等）

- 1 借入申込人は、募集手続にあたり、1日、3日、7日、10日又は14日の募集期間を選択するものとしします。
- 2 募集期間の終了前であっても、借入申込人の借入希望金額に相当する金額の出資を行う出資者が出資申込みを行った時点で直ちに募集が成立するものとし、maneoマーケットはその時点で本募集手続を終了するものとしします。
- 3 募集期間の終了時まで、出資者による出資申込みの総額が借入申込人の借入希望金額に達しなかった場合には、募集は成立しないものとしします。但し、借入申込人は、本募集手続にあたり、最低借入金額を表示することができるものとし、借入申込人が最低借入金額を表示した場合には、募集期間の終了時点において、最低借入金額に相当する金額について出資者が出資申込みを行った場合には、借入申込人の借入申込金額は、最低借入金額に当然に減縮され、募集期間終了時点において募集が成立するものとしします。
- 4 第1項乃至第3項の規定は、G-loanに係る本募集手続には適用されないものとしします。G-loanに係る本募集手続の場合には、募集期間は14日間とし、当該募集期間の終了前であっても、借入申込人の借入希望金額に相当する金額の出資を行う出資者が出資申込みを行った時点で直ちに募集が成立するものとし、maneoマーケットはその時点で本募集手続を終了するものとしします。G-loanに係る本募集手続において、募集期間の終了時まで、出資者による出資申込みの総額が借入申込人の借入希望金額に達しなかった場合には、募集は成立しないものとしします。
- 5 本規則により、募集期間内に募集が成立しなかった場合には、借入申込人の貸主に対する借入申込みは当然に拒絶されたものとしします。
- 6 前項の場合、借入申込人は、貸付契約成立予定日が、借入内諾の日から60日以内で

あれば、第2条による貸主による審査を経ることなく、再度本募集手続（G-loanに係る本募集手続を除きます。）を開始することができるものとします。

第5条（出資者による出資申込み）

- 1 出資者は、貸主が行う貸付契約に係る貸付に対する出資の申込みを行おうとする場合には、希望出資額及び出資をする場合の希望運用金利その他maneoマーケットが定める条件を、本ホームページに出資者のmy maneoユーザーアカウント等を入力してログインした上で、本募集ページ上から入力するものとします。
- 2 maneoマーケットは、前項に基づき出資者が入力した条件に合致する、借入申込人からの貸付契約の申込みに係る情報を、本募集ページ上に一覧表示するものとします。
- 3 出資者は、前項に基づき表示された、1件又は2件以上の貸主が行う貸付契約に係る貸付に対して、1件当たりの出資申込み額を入力するものとします。出資申込み単位は1件当たり1万円とし、出資者の出資可能金額の範囲は、上限をmaneo取引約款に基づき出資者がmaneoエスクロー株式会社（以下「maneoエスクロー社」といいます。）に対して預託している金額から貸主所定の金額を控除した額とし、下限を1万円とします。
- 4 maneoマーケットは、前項に基づき出資者が入力した場合には、本募集ページ上にその申込み内容の確認一覧を表示するものとし、出資者はかかる確認一覧で申込み内容を確認した上で、同ページ上の所定のボタンをクリックする方法により、出資申込みをするものとします。

第6条（借入申込人による撤回）

- 1 借入申込人は、第4条による募集の成立に至るまで、本募集ページ上にその旨入力することによって、何時でも本募集手続を取りやめることができます。
- 2 借入申込人は、本募集手続中、既に表示した借入人募集情報のうちのPR情報につき、自己の趣味や嗜好等に係る自己PR情報の記載については自由に付加・修正・削除等の変更を行うことができるものとし、借入の資金用途等に係るPR情報の記載については記載を付加する変更のみを行うことができるものとします。
- 3 借入申込人が表示した借入人募集情報に誤り、不正確な点がある場合には、借入申込人は直ちに本募集手続を取りやめる義務を負うものとします。

第7条（出資者による撤回）

出資者は、第4条による募集の成立に至るまで、何時でも出資申込みを撤回することができるものとします。

第8条（出資者の質問及び直接接​​触の禁止）

- 1 出資者は、借入人募集情報及びmaneo scoreに加え、借入申込人に対して、本募集ページを通じて質問（以下「出資者質問」といいます。）をすることができるものとし、かかる出資者質問の内容は、当該出資者及び借入申込人しか閲覧できないものとし、
- 2 貸主は、出資者質問があった場合には借入申込人に通知するものとし、借入申込人は、出資者質問に対して回答する場合には、回答内容を一般に公開するか否かを決定した上で、同ページに入力する方法により貸主に通知するものとし、貸主は、公開希望の有無に応じて、借入申込人の回答内容を、出資者質問の内容と合わせて、本募集ページ上に表示させることにより、出資者に知らしめるものとし、
- 3 出資者は、出資者質問の方法によるほか、借入申込人に対して直接接することはできないものとし、

第9条（貸主による募集手続の中止等）

- 1 募集が成立し、その結果を貸主が確認し適当と認める場合には、貸主は借入申込人及び出資者に対し、貸付契約の成立及び匿名組合契約の成立を通知するものとし、いかなる場合においても、貸主のその旨の通知無く、これらの契約は成立しないものとし、
- 2 借入人募集情報に虚偽の情報又は出資者の出資判断に誤解を及ぼす不正確な情報が含まれると判断する場合、又は第三者の名誉毀損行為、知的所有権の侵害行為、猥褻物の陳列行為に該当する等、違法、公序良俗違反その他の理由によりこれに基づき本募集手続を行うことが適当ではないと判断する場合には、貸主は直ちに本募集手続を中止し、又は、既に成立した募集手続を取り消すことができるものとし、
- 3 貸主は、その他本募集手続が本規則に反すると判断する場合には、貸主は、本募集手続を中止し、又は、既に成立した募集手続を取り消すことができるものとし、

第10条（スペシャルローンに係る本募集手続に関する特則）

- 1 スペシャルローンに係る本募集手続については、第3条、第4条1項、同条4項、第6条1項の規定は適用されず、本条の各規定が適用されるものとし、
- 2 スペシャルローンに係る借入申込があった場合には、maneoマーケット社は、貸主と借入申込人との間の協議に基づいて合意した借入人募集情報を本募集ページ上に表示するものとし、
- 3 スペシャルローンに係る本募集手続が開始された場合には、借入申込人は、貸主の承諾なく、本募集手続を取りやめることができないものとし、